



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市区役所等事務分掌規則及び川崎市区長委任規則の一部を改正する規則(第80号)..... 3

◇川崎市副市長事務分担規則及び川崎市市長職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則(第81号)..... 4

◇川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(第82号)..... 4

◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第83号)..... 6

◇川崎市国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料滞納処分職員証規則(第84号)..... 8

◇川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則(第85号)..... 10

告 示

◇市道路線の認定(第618号)..... 10

◇道路区域の決定(第619号)..... 11

◇道路の供用開始(第620号)..... 11

◇市道路線の廃止(第621号)..... 11

◇道路区域の変更(第622号)..... 12

◇道路の供用開始(第623号)..... 12

◇道路区域の変更(第624号)..... 12

◇道路の供用開始(第625号)..... 12

◇生田緑地及び川崎市岡本太郎美術館の指定管理者の指定(第626号)..... 12

◇議決された予算の公表(第627号)..... 13

◇告示の訂正(第628号)..... 16

◇自転車等の撤去と保管(第629号)..... 16

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除(第630号)..... 16

◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第631号)..... 18

◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第632号)..... 18

◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第633号)..... 18

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第634号)..... 18

◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第635号)..... 18

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第636号)..... 18

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第637号)..... 18

◇道路区域の変更(第638号)..... 18

◇道路の供用開始(第639号)..... 19

◇自転車等の撤去と保管(第640号)..... 19

◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第641号)..... 19

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第642号)..... 19

◇東海道かわさき宿交流館の指定管理者の指定(第643号)..... 20

◇道路区域の変更(第644号)..... 20

公 告

◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第671号)..... 20

◇一般競争入札の執行(第672号)..... 21

◇開発行為に関する工事の完了(第673号)..... 23

◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第674号)..... 24

◇建築基準法に基づく意見聴取会の開催(第675号)..... 24

◇一般競争入札による貸付けの公告の取消し(第676号)..... 25

◇開発行為に関する工事の完了(第677号)..... 25

◇開発行為に関する工事の完了(第678号)..... 25

◇一般競争入札の執行(第679号)..... 26

◇一般競争入札の執行(第680号)..... 27

| | | | |
|---------------------------------------|----|--|----|
| ◇一般競争入札の執行(第681号)..... | 28 | 上下水道局公告(調達) | |
| ◇開発行為に関する工事の完了(第682号)..... | 30 | ◇一般競争入札の公告(第1号)..... | 49 |
| ◇都市公園の供用開始(第683号)..... | 30 | ◇一般競争入札の公告(第2号)..... | 52 |
| ◇特定非営利活動法人の設立の認証申請(第684号)..... | 31 | ◇一般競争入札の公告(第3号)..... | 56 |
| ◇特定非営利活動法人の設立の認証申請(第685号)..... | 31 | 交通局公告 | |
| ◇道路位置の廃止(第686号)..... | 31 | ◇一般競争入札の執行(第79号)..... | 59 |
| 公告(調達) | | ◇一般競争入札の執行(第80号)..... | 60 |
| ◇落札者等の公示(第1号)..... | 32 | 交通局公告(調達) | |
| ◇落札者等の公示(第2号)..... | 32 | ◇落札者等の公示(第1号)..... | 61 |
| ◇落札者等の公示(第3号)..... | 32 | 病院局公告 | |
| ◇一般競争入札の執行(第4号)..... | 32 | ◇一般競争入札の執行(第45号)..... | 62 |
| ◇一般競争入札の公告(第5号)..... | 34 | ◇一般競争入札の執行(第46号)..... | 63 |
| ◇一般競争入札の公告(第6号)..... | 37 | 病院局公告(調達) | |
| ◇一般競争入札の執行(第7号)..... | 38 | ◇一般競争入札の公告(第1号)..... | 64 |
| ◇一般競争入札の執行(第8号)..... | 39 | 消防局公告 | |
| ◇一般競争入札の執行(第9号)..... | 41 | ◇指定催しの指定(第23号)..... | 69 |
| ◇落札者等の公示(第10号)..... | 42 | 教育委員会規則 | |
| 税公告 | | ◇川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則(第19号)..... | 69 |
| ◇納税通知書の公示送達(第218号)..... | 43 | 教育委員会告示 | |
| ◇納税通知書(課税額変更(取消)通知書)の公示送達(第219号)..... | 43 | ◇教育委員会定例会の招集(第33号)..... | 70 |
| ◇差押調書(謄本)の公示送達(第220号)..... | 43 | ◇川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者の指定(第34号)..... | 70 |
| ◇差押調書(謄本)の公示送達(第221号)..... | 43 | ◇公印の改刻(第35号)..... | 70 |
| ◇差押調書(謄本)の公示送達(第222号)..... | 43 | ◇教育委員会臨時会の招集(第36号)..... | 70 |
| ◇差押調書(謄本)の公示送達(第223号)..... | 43 | 選挙管理委員会告示 | |
| ◇差押調書(謄本)の公示送達(第224号)..... | 43 | ◇川崎市長選挙及び川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨(第43号)..... | 71 |
| ◇差押調書(謄本)の公示送達(第225号)..... | 44 | 農業委員会告示 | |
| ◇納期限変更告知書の公示送達(第226号)..... | 44 | ◇川崎市農業委員会総会の招集(第13号)..... | 82 |
| ◇差押調書(謄本)の公示送達(第227号)..... | 44 | 職員共済組合規則 | |
| 上下水道局告示 | | ◇川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則(第1号)..... | 82 |
| ◇川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定(第49号)..... | 44 | 職員共済組合規程 | |
| ◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第50号)..... | 44 | ◇川崎市職員共済組合貸付規則施行規程の一部を改正する規程(第2号)..... | 83 |
| 上下水道局公告 | | 職員共済組合告示 | |
| ◇一般競争入札の執行(第103号)..... | 44 | ◇川崎市職員共済組合定款の一部変更(第2号)..... | 84 |
| ◇一般競争入札の執行(第104号)..... | 46 | 職員共済組合公告 | |
| | | ◇平成29年度変更事業計画及び予算(第7号)..... | 84 |

区公告

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第136号)…………… 93

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第137号)…………… 93

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第138号)…………… 93

◇公売公告兼見積価額公告(川崎区第
139号)…………… 93

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(川崎区第140号)…………… 93

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(川崎区第141号)…………… 94

◇住民票の職権消除(川崎区第142号)…………… 94

◇印鑑登録の抹消(川崎区第143号)…………… 94

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(幸区第60号)…………… 94

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(幸区第61号)…………… 95

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(幸区第62号)…………… 95

◇国民健康保険料に係る過誤納金還付
通知書の公示送達(幸区第63号)…………… 95

◇公売公告兼見積価額公告(中原区第
47号)…………… 95

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(中原区第48号)…………… 95

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(中原区第49号)…………… 96

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(中原区第50号)…………… 96

◇住民票の職権消除(中原区第51号)…………… 96

◇印鑑登録の抹消(中原区第52号)…………… 96

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(高津区第59号)…………… 97

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(高津区第60号)…………… 97

◇公売公告兼見積価額公告(宮前区第
68号)…………… 97

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(宮前区第69号)…………… 97

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(宮前区第70号)…………… 97

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(宮前区第71号)…………… 98

◇住民票の職権消除(宮前区第72号)…………… 98

◇印鑑登録の抹消(宮前区第73号)…………… 98

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状

の公示送達(多摩区第71号)…………… 98

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第72号)…………… 98

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第73号)…………… 99

◇公売公告兼見積価額公告(多摩区第
74号)…………… 99

◇住民票の職権消除(多摩区第75号)…………… 99

◇印鑑登録の抹消(多摩区第76号)…………… 99

◇国民健康保険料に係る配当計算書
(謄本)の公示送達(多摩区第77号)…………… 99

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第67号)…………… 100

◇国民健康保険料に係る差押調査(謄
本)の公示送達(麻生区第68号)…………… 100

◇国民健康保険料に係る配当計算書
(謄本)の公示送達(麻生区第69号)…………… 100

◇国民健康保険料に係る差押解除通知
書の公示送達(麻生区第70号)…………… 100

◇公売公告兼見積価額公告(麻生区第
71号)…………… 100

区選挙管理委員会告示

◇川崎市宮前区投票区設置告示の一部
改正(宮前区第32号)…………… 100

◇選挙管理委員会委員に補欠した者の
住所及び氏名(多摩区第29号)…………… 101

◇選挙管理委員会の委員長の異動(多
摩区第30号)…………… 101

辞 令

◇12日22日付け…………… 102

正 誤

◇第1,737号…………… 102

規 則

川崎市市区役所等事務分掌規則及び川崎市市長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年12月28日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市規則第80号

川崎市市区役所等事務分掌規則及び川崎市市長委任規則の一部を改正する規則
(川崎市市区役所等事務分掌規則の一部改正)
第1条 川崎市市区役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表区民サービス部の部区民課の項中第

10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項の表区民センターの項中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第38号までを1号ずつ繰り上げる。

(川崎市区長委任規則の一部改正)

第2条 川崎市区長委任規則(昭和47年川崎市規則第18号)の一部を次のように改正する。

本則第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この規則は、平成29年12月29日から施行する。

川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第81号

川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則

(川崎市副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 川崎市副市長事務分担規則(平成15年川崎市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

| 副市長 | 分 担 事 務 |
|-------|--|
| 三浦副市長 | 経済労働局、環境局、まちづくり局、建設緑政局、港湾局、臨海部国際戦略本部、上下水道局、交通局及び消防局に属する事務並びに農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務 |
| 伊藤副市長 | 市民文化局、健康福祉局、こども未来局、区役所、会計室、病院局及び市民オンブズマン事務局に属する事務並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会に関する事務 |

第2条第2項及び第3条第1項中「3副市長」を「2副市長」に改める。

第4条中「必要に応じ市長の指定する」を「他の」に改める。

(川崎市長職務代理順序に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市長職務代理順序に関する規則(平成15年川崎市規則第17号)の一部を次のように改正する。

本則中

「副市長 三浦淳

副市長 菊地義雄」

を

「副市長 三浦淳」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第82号

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員退職手当支給条例施行規則(昭和24年川崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第4条第7項」を「第4条第8項」に、「第4条第8項」を「第4条第9項」に、「以下同じ。」(以下)を「) (以下)」に改める。

第18条の2第1項中「管轄公共職業安定所の長」の次に「、特定地方公共団体の長又は職業紹介事業者(職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者をいう。)」を加える。

第11号様式を次のように改める。

第 1 1 号 様 式

(表面)

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|---------------------|----------------------------|----------------|----------|---------------------|----------------------------|------|----------------------------|-----|----------------------------|----------------------------|----|-----------|---------|
| 受給資格 証 番 号 | 移 転 費 支 給 申 請 書 | | | | | | | | | | | | | | |
| (宛先)川崎市長 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川崎市職員退職手当支給条例施行規則 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第18条の2第1項の規定により、次の 受給資格者氏名 印 | | | | | | | | | | | | | | | |
| おり申請します。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①申請者の住所又 は居所 | 移 転 前 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 移 転 後 | | | | | | | | | | | | | | |
| ②就職先の事業所 | 名 称 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所 在 地 | | | | | | | | | | | | | | |
| ③就職決定年月日 | 年 月 日 | ※雇用期間 | | | | | | | | | | | | | |
| ④受講する公共職 業訓練等を行う 施設 | 名 称 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所 在 地 | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤特定地方公共団体 又は職業紹介事業 者の紹介による就 職の場合、その名 称及び所在地 | 名 称 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所 在 地 | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥受講指示年月日 | 年 月 日 | ⑦受講開始年月日 | 年 月 日 | ⑧受講終了予定 年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| ⑨ ②の事業所へ職業紹介したこと又は④及び⑥から⑧までに掲げる公共職業訓練等の受講を指示したことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所長、特定地方公共団体の長又は職業紹介事業者 印 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑩移転開始予 定年月日 | 年 月 日 | ⑪乗車(船)の場 所(出発空港) | | | | ⑫下車(船)の場 所(到着空港) | | | | | | | | | |
| ⑬移転する者 の氏名 | ⑭ 生年 月日 | ⑮ 続柄 | ※鉄 道 賃 | | | ※船賃 | | ※航空賃 | | ※車賃 | | ※移転料 | | ※着後 手当 | ※計 |
| | | | 距離 | 運賃 | 急行 料金 | 計 | 距離 | 運賃 | 距離 | 運賃 | 距離 | 運賃 | 距離 | 支給 額 | 支給 額 |
| 本 人 | | | キ ロ メ ー ト ル | 円 | 円 | 円 | キ ロ メ ー ト ル | 円 | キ ロ メ ー ト ル | 円 | キ ロ メ ー ト ル | 円 | | | |
| 家 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 族 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※合 計 | | | | | | | | | | | | キ ロ メ ー ト ル | 円 | 円 | 円 |
| ⑯就職先の事業主から支給される就職支度費 円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※ 差 引 支 給 額 円 | | | | | | | | | | | | | | | |

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に提出すること。
- 2 ⑨欄に公共職業安定所長、特定地方公共団体の長又は職業紹介事業者の証明を受けた後、受給資格証を添えて市長に提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。
- 5 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄、③欄及び⑤欄は記載しないこと。
- 6 ⑩欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 7 ⑬の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 8 ⑯欄には、この就職について就職先の事業主から就職準備金その他移転に要する費用が支給された場合又は支給される予定がある場合に、その総額を記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第83号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第46号様式(1)(表)中「支払った医療費」を「支払った医療費等」に、

「

| |
|-----------|
| 医 療 費 控 除 |
|-----------|

」

を

「

| | | |
|-------|--------|--------------------------|
| 医療費控除 | 区 分 | <input type="checkbox"/> |
|-------|--------|--------------------------|

」

に、

「

5 給与・公的年金等に係る所得以外(年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

」

を

「

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

」

に改める。

別表第46号様式 (4) 中

「

医療費控除 あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

| 医療を受けた人の氏名 | あなたとの続柄 | 支払った医療費③ | 保険金などで補てんされる金額④ | 差引損失額③－④ |
|------------|---------|----------|-----------------|----------|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

(切り取らないでください。)

」

を

「

医療費控除 あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費等を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

| 医療を受けた人の氏名 | あなたとの続柄 | 支払った医療費等③ | 保険金などで補てんされる金額④ | 差引損失額③－④ |
|------------|---------|-----------|-----------------|----------|
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、下の欄の□内にレ印を記載してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用

(切り取らないでください。)

」

に改める。

別表第46号様式 (13) 中

「

| |
|------------------------------------|
| (イ)の額に $\frac{12}{100}$ を乗じて計算 (ロ) |
| した金額 |
| (イ)の額に $\frac{18}{100}$ を乗じて計算 (ハ) |
| した金額 |

」

を

「

| |
|------------------------------------|
| (イ)の額に $\frac{6}{100}$ を乗じて計算 (ロ) |
| した金額 |
| (イ)の額に $\frac{24}{100}$ を乗じて計算 (ハ) |
| した金額 |

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料滞納処分職員証規則をここに公布する。

平成29年12月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第84号

川崎市国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料滞納処分職員証規則

川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）第37条第2項に規定する証票並びに川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年川崎市規則第64号）第2条第2項及び川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号）第3条第2項に規定する滞納処分のため財産の差押をする職員の身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月4日から施行する。
(川崎市国民健康保険条例施行規則の一部改正)
- 2 川崎市国民健康保険条例施行規則（昭和33年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | |
|----|----------------|-----------|
| 10 | 国民健康保険料滞納処分職員証 | 条例第37条第2項 |
|----|----------------|-----------|

を

| | | |
|----|----|--|
| 10 | 削除 | |
|----|----|--|

に改める。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式 削除

(川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年川崎市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | |
|---|-------------------|-----------------------------------|
| 3 | 後期高齢者医療過料決定書 | 第4条 |
| 4 | 後期高齢者医療保険料滞納処分職員証 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第113条 |

」

を

「

| | | |
|---|--------------|-----|
| 3 | 後期高齢者医療過料決定書 | 第4条 |
|---|--------------|-----|

」

に改める。

第4号様式を削る。

(川崎市介護保険条例施行規則の一部改正)

- 4 川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | |
|------|---------------|---------|
| 43 | 介護保険過誤納金還付請求書 | 第21条第2項 |
| 43の2 | 介護保険料滞納処分職員証 | 法第144条 |

」

を

「

| | | |
|----|---------------|---------|
| 43 | 介護保険過誤納金還付請求書 | 第21条第2項 |
|----|---------------|---------|

」

に改める。

第43の2号様式を削る。

別記様式

(表)

保険料滞納処分職員証

第 号



所 属

職氏名

年 月 日生
年 月 日

川崎市長 印

(裏)

- 1 この証は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に関する財産差押えを行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(縦 55 ミリメートル 横 90 ミリメートル)

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第85号

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則

(川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則(昭和46年川崎市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ア中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)」に改める。

第2号様式中「控除対象配偶者及び扶養親族」を「同一生計配偶者及び扶養親族」に、「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)」に改める。

(川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成4年川崎市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第9条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第5条中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例施行規則(次項において「規則」という。)の規定は、平成31年度以後の年度分の在宅重度重複障害者等手当について適用し、平成30年度分までの在宅重度重複障害者等手当については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 4 第3条の規定による改正後の川崎市小児医療費助成条例施行規則の規定は、平成31年9月1日以後に受け

た幼児及び児童の医療並びに同年7月1日以後に受けた小児(乳幼児等を除く。以下同じ。)の医療(入院に係るものに限る。)に係る医療費の助成について適用し、同年9月1日前に受けた幼児及び児童の医療並びに同年7月1日前に受けた小児の医療(入院に係るものに限る。)に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

告 示

川崎市告示第618号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月19日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な経過地 |
|------|-------------|------------------|--------|
| | | 終 点 | |
| 51 | 下野毛第54号線 | 高津区下野毛2丁目963番19先 | |
| | | 高津区下野毛2丁目963番15先 | |
| 52 | 下野毛第55号線 | 高津区下野毛3丁目819番22先 | |
| | | 高津区下野毛3丁目819番53先 | |
| 53 | 千 年第204号線 | 高津区千年752番1先 | |
| | | 高津区千年747番12先 | |
| 54 | 菅生ヶ丘第11号線 | 宮前区菅生ヶ丘2106番167先 | |
| | | 宮前区菅生ヶ丘2106番106先 | |
| 55 | 菅生ヶ丘第12号線 | 宮前区菅生ヶ丘2106番17先 | |
| | | 宮前区菅生ヶ丘2119番16先 | |
| 56 | 堰第82号線 | 多摩区堰3丁目219番15先 | |
| | | 多摩区堰3丁目219番10先 | |
| 57 | 長 尾第173号線 | 多摩区長尾4丁目111番5先 | |
| | | 多摩区長尾4丁目109番8先 | |
| 58 | 南 生 田第233号線 | 多摩区南生田1丁目6379番3先 | |
| | | 多摩区南生田1丁目6379番8先 | |
| 59 | 多 摩 美第84号線 | 麻生区多摩美1丁目95番21先 | |
| | | 麻生区多摩美1丁目95番23先 | |
| 60 | 片 平第342号線 | 麻生区片平1521番8先 | |
| | | 麻生区片平1521番12先 | |

川崎市告示第619号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月19日から平成30年1月9日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月19日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 終 点 | 敷地の 幅員 (m) | 延 長 (m) | 備考 |
|------|---------------|--|-------------------|------------|----|
| 51 | 下野毛 第54号線 | 高津区下野毛2丁目 963番19先 高津区下野毛2丁目 963番15先 | 6.00 | 40.34 | |
| 52 | 下野毛 第55号線 | 高津区野毛3丁目 819番22先 高津区下野毛3丁目 819番53先 | 4.50 | 34.80 | |
| 53 | 千 年 第204号線 | 高津区千年752番1先 高津区千年747番12先 | 4.50 | 34.98 | |
| 54 | 菅生ヶ丘 第11号線 | 宮前区菅生ヶ丘2106番 167先 宮前区菅生ヶ丘2106番 106先 | 4.00 ～ 4.36 | 123.63 | |
| 55 | 菅生ヶ丘 第12号線 | 宮前区菅生ヶ丘2106番 17先 宮前区菅生ヶ丘2119番 16先 | 4.00 ～ 4.25 | 74.10 | |
| 56 | 堰 第82号線 | 多摩区堰3丁目219番 15先 多摩区堰3丁目219番 10先 | 4.50 | 20.24 | |
| 57 | 長 尾 第173号線 | 多摩区長尾4丁目 111番5先 多摩区長尾4丁目 109番8先 | 6.00 | 62.02 | |
| 58 | 南生田 第233号線 | 多摩区南生田1丁目 6379番3先 多摩区南生田1丁目 6379番8先 | 4.50 | 27.41 | |
| 59 | 多摩美 第84号線 | 麻生区多摩美1丁目 95番21先 麻生区多摩美1丁目 95番23先 | 4.01 | 27.38 | |
| 60 | 片 平 第342号線 | 麻生区片平1521番8先 麻生区片平1521番12先 | 4.50 | 34.98 | |

川崎市告示第620号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成29年12月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月19日から平成30年1月9日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月19日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 終 点 | 重要な 経過地 |
|------|---------------|--------------------------------------|------------|
| 51 | 下野毛 第54号線 | 高津区下野毛2丁目963番19先 高津区下野毛2丁目963番15先 | |
| 52 | 下野毛 第55号線 | 高津区下野毛3丁目819番22先 高津区下野毛3丁目819番53先 | |
| 53 | 千 年 第204号線 | 高津区千年752番1先 高津区千年747番12先 | |
| 54 | 菅生ヶ丘 第11号線 | 宮前区菅生ヶ丘2106番167先 宮前区菅生ヶ丘2106番106先 | |
| 55 | 菅生ヶ丘 第12号線 | 宮前区菅生ヶ丘2106番17先 宮前区菅生ヶ丘2119番16先 | |
| 56 | 堰 第82号線 | 多摩区堰3丁目219番15先 多摩区堰3丁目219番10先 | |
| 57 | 長 尾 第173号線 | 多摩区長尾4丁目111番5先 多摩区長尾4丁目109番8先 | |
| 58 | 南生田 第233号線 | 多摩区南生田1丁目6379番3先 多摩区南生田1丁目6379番8先 | |
| 59 | 多摩美 第84号線 | 麻生区多摩美1丁目95番21先 麻生区多摩美1丁目95番23先 | |
| 60 | 片 平 第342号線 | 麻生区片平1521番8先 麻生区片平1521番12先 | |

川崎市告示第621号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月19日

川崎市長 福田 紀彦

| 整理 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 重要な 経過地 |
|----------|----------------|-----------------|------------|
| | | 終 点 | |
| 61 | 上小田中 第12号線 | 中原区上小田中1丁目68番2先 | |
| | | 中原区上小田中1丁目67番1先 | |
| 62 | 二子千年 線 (IV) | 高津区末長4丁目1378番3先 | |
| | | 高津区末長4丁目1274番2先 | |
| 63 | 菅 生 第 335号線 | 宮前区菅生3丁目1786番先 | |
| | | 宮前区菅生3丁目1785番先 | |

川崎市告示第622号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月19日から平成29年1月9日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月19日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

| 旧・新 別 | 路 線 名 | 区 間 | 敷地の 幅員 (m) | 延 長 (m) | 備考 |
|----------|---------------|------------------------|------------------|------------|----|
| 旧 | 上小田中 第13号線 | 川崎市中原区上小田中 1丁目67番2先 | 2.12 | 1.60 | |
| | | 川崎市中原区上小田中 1丁目68番2先 | | | |
| 新 | 上小田中 第13号線 | 川崎市中原区上小田中 1丁目67番2先 | 3.06 | 1.60 | |
| | | 川崎市中原区上小田中 1丁目68番2先 | | | |

川崎市告示第623号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年12月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月19日から平成29年1月9日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月19日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 備考 |
|---------------|--------------------|----|
| 上小田中 第13号線 | 川崎市中原区上小田中1丁目67番2先 | |
| | 川崎市中原区上小田中1丁目68番2先 | |

川崎市告示第624号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月19日から平成30年1月9日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月19日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

| 旧・新 別 | 路 線 名 | 区 間 | 敷地の 幅員 (m) | 延 長 (m) | 備考 |
|----------|---------------|-------------------------|-------------------|------------|----|
| 旧 | 菅 生 第336号線 | 川崎市宮前区菅生 3丁目1785番先 | 1.82 | 62.27 | |
| | | 川崎市宮前区菅生 3丁目1788番21先 | | | |
| 新 | 菅 生 第336号線 | 川崎市宮前区菅生 3丁目1785番先 | 1.82 ~ 2.42 | 79.02 | |
| | | 川崎市宮前区菅生 3丁目1788番21先 | | | |

川崎市告示第625号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年12月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月19日から平成30年1月9日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月19日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 備考 |
|---------------|---------------------|----|
| 菅 生 第336号線 | 川崎市宮前区菅生3丁目1785番先 | |
| | 川崎市宮前区菅生3丁目1788番21先 | |

川崎市告示第626号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、生田緑地及び川崎市岡本太郎美術館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第18条の2第3項及び川崎市岡本太郎美術館条例(平成11年川崎市条例第25号)第5条第3項の規定により告示します。

平成29年12月20日

川崎市長 福田 紀 彦

| | |
|-----------------------|--|
| 管理を行わせる施設の 名称及び所在地 | 生田緑地 川崎市多摩区枅形7丁目地内ほか(川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム、川崎国際生田緑地ゴルフ場等の区域を除く。) |
| | 川崎市岡本太郎美術館 川崎市多摩区枅形7丁目1番5号 |
| 指定管理者 | (所在地) 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号 (名 称) 生田緑地日比谷花壇・日比谷アメニス・東急ファシリティサービス共同事業体 (代表者) 株式会社日比谷花壇 代表取締役 宮島 浩彰 |
| 指定期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

※ 上記施設のほか、川崎市教育委員会が管理する次の施設についても、横断的に管理を行わせることとします。

- ・川崎市立日本民家園(川崎市多摩区枅形7丁目1番1号)
- ・川崎市青少年科学館(川崎市多摩区枅形7丁目1番2号)

川崎市告示第627号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成29年11月27日招集の平成29年第4回川崎市議会定例会において、平成29年12月14日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成29年12月20日

川崎市長 福田 紀 彦

平成29年度川崎市一般会計補正予算

平成29年度川崎市下水道事業会計補正予算

平成29年度川崎市一般会計補正予算

平成29年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ713,583,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田 紀 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-------------------|---------------|-------------------|
| 1 市 税 | | 千円 308,009,272 | 千円 245,497 | 千円 308,254,769 |
| | 2 固定資産税 | 121,196,780 | 245,497 | 121,442,277 |
| 17 国庫支出金 | | 125,440,304 | 118,088 | 125,558,392 |
| | 2 国庫補助金 | 25,358,956 | 118,088 | 25,477,044 |
| 18 県支出金 | | 25,461,634 | 235 | 25,461,869 |
| | 2 県補助金 | 5,373,841 | 235 | 5,374,076 |
| 21 繰入金 | | 48,315,898 | 111,229 | 48,427,127 |
| | 1 基金繰入金 | 44,758,899 | 111,229 | 44,870,128 |
| 24 市 債 | | 58,050,000 | 84,000 | 58,134,000 |
| | 1 市 債 | 58,050,000 | 84,000 | 58,134,000 |
| 歳入合計 | | 713,024,123 | 559,049 | 713,583,172 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|------------|------------------|---------------|------------------|
| 2 総務費 | | 千円 48,769,639 | 千円 298,556 | 千円 49,068,195 |
| | 5 徴税費 | 5,634,935 | 298,556 | 5,933,491 |
| 4 こども未来費 | | 105,801,839 | 11,599 | 105,813,438 |
| | 2 こども支援費 | 61,692,266 | 11,599 | 61,703,865 |
| 5 健康福祉費 | | 141,027,441 | △180,918 | 140,846,523 |
| | 4 老人福祉費 | 17,109,278 | △180,918 | 16,928,360 |
| 7 経済労働費 | | 27,379,486 | 3,500 | 27,382,986 |
| | 1 産業経済費 | 1,811,995 | 2,000 | 1,813,995 |
| | 5 労政費 | 417,650 | 1,500 | 419,150 |
| 10 まちづくり費 | | 26,458,766 | 319,824 | 26,778,590 |
| | 1 まちづくり管理費 | 490,207 | 12,000 | 502,207 |
| | 3 整備事業費 | 14,842,073 | 307,824 | 15,149,897 |
| 13 教育費 | | 96,387,237 | 106,488 | 96,493,725 |
| | 2 小学校費 | 25,605,333 | 23,290 | 25,628,623 |
| | 3 中学校費 | 13,339,185 | 83,198 | 13,422,383 |
| 歳出合計 | | 713,024,123 | 559,049 | 713,583,172 |

第2表 繰越明許費補正

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|--------|-----------------|-----------|
| 7 | 経済労働費 | 2 商工業費 | 千円 |
| | | 操業環境整備事業 | 30,000 |
| 10 | まちづくり費 | 3 整備事業費 | 703,988 |
| | | 南武線駅アクセス向上等整備事業 | |
| 12 | 消防費 | 1 消防費 | 137,687 |
| | | 庁舎等整備事業 | |
| 合 | 計 | | 871,675 |
| 繰越明許費総合計 | | | 1,373,840 |

第3表 債務負担行為補正

1 追加

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|------------------------------|----------------------|--------------|
| 平成29年度がんばるものづくり企業操業環境整備助成事業費 | 平成29年度から 平成31年度まで | 千円 69,360 |
| 千鳥町出張所棧橋改築事業費 | 平成29年度から 平成30年度まで | 35,000 |

2 変更

| 事項 | 補正前 | | 補正後 | |
|-------------------|----------------------|-----------------|----------------------|-----------------|
| | 期間 | 限度額 | 期間 | 限度額 |
| 平成29年度公共施設管理運営事業費 | 平成29年度から 平成33年度まで | 千円 1,996,169 | 平成29年度から 平成34年度まで | 千円 4,016,977 |

第4表 地方債補正

変更

| 起債の目的 | 限度額 | | |
|---------|-----------------|--------------|-----------------|
| | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 |
| 駅施設関連事業 | 千円 1,895,000 | 千円 84,000 | 千円 1,979,000 |
| 合 計 | 1,895,000 | 84,000 | 1,979,000 |
| 地方債総合計 | 58,050,000 | 84,000 | 58,134,000 |

平成29年度川崎市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成29年度川崎市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度川崎市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科目) | (既決予定額) | (補正予算額) | (計) |
|-------------|--------------|-----------|--------------|
| 支 出 | | | |
| 第1款 下水道事業費用 | 42,189,154千円 | 155,719千円 | 42,344,873千円 |
| 第2項 営業外費用 | 6,267,013千円 | △4,067千円 | 6,262,946千円 |
| 第3項 特別損失 | 541,961千円 | 159,786千円 | 701,747千円 |

(債務負担行為)

第3条 平成29年度川崎市下水道事業会計予算第5条に
定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及
び限度額に次のとおり追加する。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------------|----------------------|-----------|
| 入江崎余熱利用プール 管理運営委託経費 | 平成29年度から 平成34年度まで | 507,279千円 |

平成29年11月27日提出
川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第628号

平成29年1月5日川崎市告示第2号を次のとおり訂正
します。

平成29年12月20日

川崎市長 福田紀彦

誤

川崎市告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3
項の規定に基づいて、大師公園の指定管理者を次のと
おり指定しましたので、川崎市都市公園条例(平成32年川
崎市条例第6号)第18条の2第3項の規定により告示し
ます。

正

川崎市告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3
項の規定に基づいて、大師公園の指定管理者を次のと
おり指定しましたので、川崎市都市公園条例(昭和32年川
崎市条例第6号)第18条の2第3項の規定により告示し
ます。

川崎市告示第629号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川
崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、
第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基
づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条
第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の
規定に基づき告示します。

平成29年12月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場
所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時ま
で並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時
まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する
休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- 自転車 2,500円
- 原動機付自転車 5,000円
- 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
- 印鑑
- 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を
経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない
ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処
理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第630号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項
の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている
区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に
基づき告示します。

平成29年12月22日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する区域

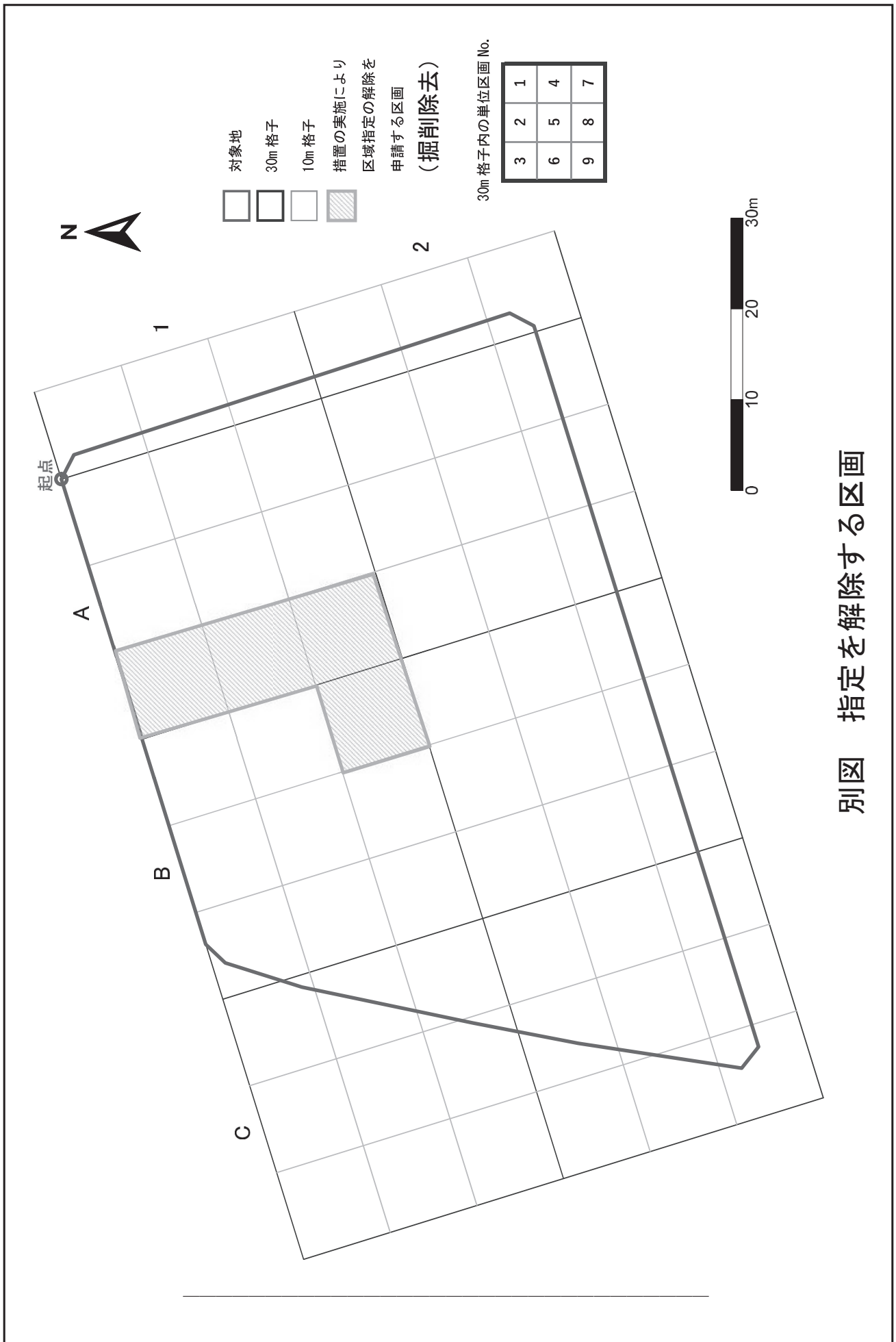
平成28年川崎市告示第646号により指定した区域
(川崎区日進町5番1、5番2、5番3の一部)の一部
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29
号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物
質の名称

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



別図 指定を解除する区画

川崎市告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

平成29年12月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年12月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年12月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第634号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年12月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第638号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月26日から平成30年1月16日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | 備考 |
|------|----------|--|----------|-------|----|
| 旧 | 有馬第251号線 | 川崎市宮前区東有馬4丁目3180番1先 川崎市宮前区東有馬4丁目3180番1先 | 3.27 | 17.26 | |
| 新 | 有馬第251号線 | 川崎市宮前区東有馬4丁目3180番4先 川崎市宮前区東有馬4丁目3180番2先 | 3.63 | 17.26 | |

川崎市告示第639号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年12月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月26日から平成30年1月16日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

| 路線名 | 供用開始の区間 | 備考 |
|----------|--|----|
| 有馬第251号線 | 川崎市宮前区東有馬4丁目3180番4先 川崎市宮前区東有馬4丁目3180番2先 | |

川崎市告示第640号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年12月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する

休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用
 - 自転車 2,500円
 - 原動機付自転車 5,000円
 - 自動二輪車 10,000円
- (4) 持参するもの
 - 自転車等の鍵
 - 印鑑
 - 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第641号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

平成29年12月28日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（変更）

- ア 市長 4件
- イ 上下水道事業管理者 1件
- ウ 教育委員会 3件

(2) 個人情報ファイル（廃止）

- ア 市長 4件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第642号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成29年12月28日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

- ア 市長 3件

(2) 外部提供

- ア 市長 8件
- イ 上下水道事業管理者 1件
- ウ 病院事業管理者 1件
- エ 消防長 2件
- オ 教育委員会 5件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第643号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、東海道かわさき宿交流館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、東海道かわさき宿交流館条例(平成24年川崎市条例第39号)第4条第3項により告示します。

平成29年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

| | |
|-------------------|--|
| 管理を行わせる施設の名称及び所在地 | 東海道かわさき宿交流館 川崎市川崎区本町1丁目8番地4 |
| 指定管理者 | (所在地) 川崎市川崎区駅前本町12番地1 (名称) 川崎市文化財団・川崎市観光協会グループ (代表者) 公益財団法人 川崎市文化財団 理事長 多田 昭彦 |
| 指定期間 | 平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで |

川崎市告示第644号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年12月28日から平成29年1月18日まで一般の縦覧に供します。

平成29年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

| 旧・新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) | 備考 |
|------|------|---|---------------------|--------|--------------|
| 旧 | 幸多摩線 | 川崎市中原区宮内1丁目1212番18先 川崎市中原区宮内1丁目1321番3先 | 15.00 ～ 21.00 | 304.00 | |
| 新 | 幸多摩線 | 川崎市中原区宮内1丁目1212番16先 川崎市中原区宮内1丁目1321番3先 | 9.00 ～ 17.84 | 308.73 | 関係図面 のとおり |

公 告

川崎市公告第671号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
川崎駅前共同第一ビル
川崎市川崎区駅前本町7番地7 その他20筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
代表取締役 池谷 幹男
大西 一郎 川崎市川崎区駅前本町7番地5
木下 廣美 川崎市川崎区大師河原1丁目1番10-214号
木下 薫 川崎市川崎区大師河原1丁目1番10-214号

3 変更した事項

- 大規模小売店舗において小売業を行うものの氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|---------|----------------|--------------------------|
| (株)おがわ屋 | 代表取締役 小川 有子 | 大和市大和東1-7-8 |
| おも茶(株) | 代表取締役 古賀 慎一 | 東京都渋谷区恵比寿西 2-13-16-3F |

他計24者

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|----------|---------------|------------------------------|
| (株)漢江商事 | 代表取締役 伊藤 純 | 横浜市中区福富町仲町41-3 |
| (株)GROWS | 代表取締役 島田 忍 | 東京都千代田区神田多町2-11 第19岡崎ビル1階 |

他計24者

4 変更の年月日

平成28年10月1日、平成29年1月31日、3月31日、4月10日、5月20日

5 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者に変更があったため

6 届出の年月日

平成29年12月14日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課 (川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成29年12月18日から平成30年4月18日の午前8時30分から午後5時。

ただし、土曜日、日曜日、休日、12月29日、1月2日及び1月3日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該

公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

平成30年4月18日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第672号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 浮島1期地区基盤整備(その1)工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区浮島町浮島1期地区内 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成30年3月30日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年1月11日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件2)

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 市道浮島町1号線道路補修(切削)工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区浮島町7番地先 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成30年3月15日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 | |

| | |
|------------|--|
| 参加資格 | (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成30年1月11日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| その他 | 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp |

(案件3)

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 市道砂子12号線道路補修(切削)工事 |
| | 履行場所 | 川崎市川崎区砂子2丁目6番地先他1箇所 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成30年3月15日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 業種「舗装」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年1月11日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| その他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件4)

| | | |
|------------|---|-----------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 市道生田259号線道路補修(L型側溝)工事 |
| | 履行場所 | 川崎市多摩区生田4丁目13番地先 |
| | 履行期限 | 契約の日から平成30年3月30日まで |
| 参加資格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されている者。 | |

| | |
|------------|---|
| 参 加 資 格 | (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。 |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 |
| 入札日時等 | 平成30年1月11日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 |

(案件5)

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 市道久末203号線道路補修工事 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市高津区久末385番地先 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成30年3月31日まで |
| 参 加 資 格 | (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。 | |
| 契約条項を示す場所等 | 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年1月11日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

川崎市公告第673号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月20日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区野川字北耕地33番2
ほか6筆
2,636平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区南軽井沢5-1

株式会社 あさひハウジングセンター
 代表取締役 高村 明彦

3 予定建築物の用途
 一戸建ての住宅
 計画戸数：20戸

4 開発許可年月日及び許可番号
 平成29年 3月10日
 川崎市指令 ま建管宅地（イ）第194号
 平成29年 6月27日
 川崎市指令 ま建管宅地（イ）第42号（変更）
 平成29年 7月14日
 川崎市指令 ま建管宅地（イ）第47号（変更）

平成29年 9月 7日
 川崎市指令 ま建管宅地（イ）第73号（変更）
 平成29年10月17日
 川崎市指令 ま建管宅地（イ）第90号（変更）

川崎市公告第674号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

| 申請のあった年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-------------|-----------------------|--------|--|---|
| 平成29年12月14日 | 特定非営利活動法人 Hope Tree | 大沢 かおり | 川崎市中原区木月2丁目6番13-1103号 ライオンズステーション プラザ元住吉 | この法人は、がんの親をもつ子どもがより健康的に親ががんという状況に対処していく能力を高めるため、支援する医療者等の育成・指導を行い、併せて親と子どもへの支援及び支援の重要性を広く普及啓発することで、がんの患者さんと家族がより不安少なく過ごせることに寄与することを目的とする。 |
| 平成29年12月15日 | 特定非営利活動法人 アジア起業家村推進機構 | 下條 武男 | 川崎市川崎区殿町1丁目18番11号 アジアサイエンスカフェ | この法人は、日本で起業又は投資もしくは事業進出するアジアの人々に対して、各種支援活動を行うことによりアジア起業家村を創設し、地域経済の発展やアジアの人々との共生社会の実現に寄与することを目的とする。 2 アジア等の国々から日本へ留学する人々を支援することにより、優秀な外国人人材の確保を図り、地域経済の活性化をはじめ、豊かな地域社会の創造、多様な国際交流の推進に資することを目的とする。 3 前項の目的を達成するため、アジア等の国々からの留学生に対し、特定非営利活動として行われる奨学金貸付を行う。 |

川崎市公告第675号

意見聴取会の開催について
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり意見の聴取を行います。
 なお、この許可について利害関係のある方は、意見聴

取会に出席して意見を述べることができます。

平成29年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

| | | |
|------------|--|------------|
| 申請者 | 特定非営利活動法人 川崎市サッカー協会 理事長 八巻 哲男 | |
| 申請場所 | 川崎市中原区等々力1番 | |
| 申請建築物の概要 | 用途 | 更衣室 |
| | 工事種別 | 新築 |
| | 敷地規模 | 26,606.73㎡ |
| | 建築面積 | 126.44㎡ |
| | 床面積 | 126.44㎡ |
| | 構造規模 | 鉄骨造 |
| | 高さ | 4.23m |
| 抵触する規定 | 建築基準法第48条第3項(用途地域) 第一種中高層住居専用地域内においては、更衣室は、建築してはならない。 | |
| 意見の聴取を行う事項 | 第一種中高層住居専用地域内において、更衣室を建築することについて | |
| 開催日時 | 平成30年1月10日(水) 午後7時から | |
| 開催場所 | 川崎市中原区小杉陣屋町2-19-1 西丸子小学校 体育館 | |

川崎市公告第676号

次のとおり一般競争入札による貸付けの公告を取り消します。

平成29年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

平成29年12月14日付け川崎市公告第667号の一般競争入札による貸付けの公告のうち物件番号9に関する一般競争入札による貸付けの公告を取り消します。

川崎市公告第677号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区犬蔵一丁目1178番3
1,438平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区北幸二丁目7番10号
高見澤ビルディング5階-B
株式会社 ティーアールコーポレーション
代表取締役 溝入 貞男
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：11戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年8月18日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第61号

平成29年11月1日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第97号(変更)

平成29年11月17日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第109号(変更)

川崎市公告第678号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月22日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区片平五丁目621番73
の一部 ほか4筆の一部
972平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
多摩区宿河原三丁目1番1号
他喜不動産販売株式会社
代表取締役 奥山 武志
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成29年8月24日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第69号

川崎市公告第679号

入札公告

小島新田駅前公衆トイレほか12施設で使用する電力の供給契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小島新田駅前公衆トイレほか12施設で使用する電力の供給に関する契約

(2) 履行場所及び調達見込数量

| 番号 | 施設名 | 履行場所 (川崎市) | 調達見込 数量 (kWh) | 調達見込 数量 (定額制) |
|----|--------------------------|------------------|---------------------|---------------------|
| 1 | 小島新田駅前 公衆トイレ | 川崎区田町 2丁目13 | 1,390 | — |
| 2 | 大師駅前 公衆トイレ | 川崎区大師駅前 1丁目18 | — | 60W 3灯 |
| 3 | 川崎駅前東口 公衆トイレ | 川崎区駅前本町 26 | 9,810 | — |
| 4 | 川崎駅西口 公衆トイレ | 幸区堀川町72 | 6,930 | — |
| 5 | 新丸子駅前 公衆トイレ | 中原区新丸子町 766 | 4,580 | — |
| 6 | 武蔵中原駅前 公衆トイレ | 中原区上小田中 5丁目2 | 2,830 | — |
| 7 | 武蔵新城駅前 公衆トイレ | 中原区上新城 2丁目1 | 5,850 | — |
| 8 | 溝口駅前広場 公衆トイレ | 高津区溝口 1丁目2 | 5,170 | — |
| 9 | 溝口駅前南口 公衆トイレ | 高津区溝口 2丁目1 | 6,960 | — |
| 10 | 登戸 公衆トイレ | 多摩区登戸3508 | 360 | — |
| 11 | 上河原 公衆トイレ | 多摩区布田35 | 1,040 | — |
| 12 | 新百合ヶ丘駅前 公衆トイレ | 麻生区上麻生 1丁目21 | 13,580 | — |
| 13 | 新百合ヶ丘駅前 公衆トイレ 換気設備 | 麻生区上麻生 1丁目21 | 2,980 | — |

調達見込数量 約61,480キロワット時及び電灯60W 3灯
使用時

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たさなければなりません。

- (1) 1(2)の履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により、小売電気業を営もうとする者として経済産業大臣の登録を受けていること。
 - (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。
 - (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
 - (6) 入札期日において、川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされていること。
- 3 競争入札参加申込書の配布・提出、仕様書等の閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書を提出してください。

- (1) 配布・提出、仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市役所第3庁舎16階
環境局生活環境部収集計画課
川崎市川崎区東田町5番4号
電話 044-200-2585(直通)
- (2) 配布、提出、閲覧期間
平成29年12月25日(月)から平成29年12月28日(木)まで及び平成30年1月4日(木)
9時00分から17時00分まで
(12時00分から13時00分までの間を除く)
- (3) 提出方法
持参(持参以外は無効とします)

4 確認通知書・質問書及び仕様書等の交付

競争入札参加申込書を提出し、参加資格があると認められた者には、確認通知書・質問書及び仕様書等を交付します。なお、「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、次の交付日時と同日に電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり交付しますので受け取りにきてください。

- (1) 交付場所
3(1)と同じ

- (2) 交付日時
平成30年1月16日(火)
9時00分から17時00分まで
(12時00分から13時00分までの間は除く)
- 5 参加資格の喪失
参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 6 入札手続等
- (1) 入札は川崎市競争入札参加者心得に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時
平成30年1月30日(火) 午前10時00分
- (3) 入札・開札の場所
川崎市役所第3庁舎15階 第3会議室(川崎市川崎区東田町5番4号)
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします)
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 7 契約の手続等
- (1) 契約保証金
免除
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。
- 8 その他
- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定める

ところによります。

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第680号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 王禅寺処理センター資源化処理施設給排水設備点検清掃業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から平成30年3月23日(金)まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されている給排水設備の点検、清掃等を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、給排水設備点検清掃業務の契約実績を有すること。
- (5) 業務に必要な有資格者を配置することとし、資格を保有していることを証明できる書類を提出すること。

なお、主に必要な資格は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者とする。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013
川崎市麻生区王禅寺1285番地
川崎市王禅寺処理センター
技術係 藤井、眞鍋、斎藤
電話 044-966-6135
FAX 044-951-0314

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
平成29年12月25日(月)から平成30年1月4日(木)9時から17時まで(12時から13時の間、及び12月29日～1月3日の期間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
イ 上記2(5)の資格証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成30年1月12日(金)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りにきてください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成30年1月12日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
平成30年1月12日(金)から平成30年1月17日(水)9時から17時まで(12時から13時の間及び日曜日は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-951-0314
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
平成30年1月22日(月)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 平成30年1月25日(木)

10時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
3階会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とする。)

- (5) 入札保証金 免除

- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第681号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年12月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 かわさき北部斎苑駐車場予備設計等業務委託
- (2) 履行場所
ア 地番 川崎市高津区下作延1872番地
イ 所在地 川崎市高津区下作延6丁目18番1号
- (3) 履行期限

契約締結日から平成30年7月31日（火）まで

(4) 業務概要

本業務は、かわさき北部斎苑駐車場の景観整備方針の策定及び、駐車場敷地内の埋設物調査を実施の上、駐車場予備設計と擁壁等構造物予備設計を行うものである。

2 一般競争入札参加資格

(1) 川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において平成29・30年度業務委託有資格者業者名簿に、業種「建設コンサルタント」、種目「道路」で登録されていること。

(3) 監理技術者及び照査技術者。

本業務を遂行するにあたっては、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解したうえで、次に掲げる有資格者を定め、その氏名及び経歴を技術者経歴書で提出し発注者の承諾を受けるものとする。

ア 管理技術者：技術士（建設部門・道路又は都市及び地方計画）もしくは、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）（道路又は都市計画及び地方計画）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

イ 照査技術者：技術士（建設部門・道路又は都市及び地方計画）もしくは、RCCM（道路又は都市計画及び地方計画）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

(4) 過去2箇年の間に本市その他官公庁で業種「建設コンサルタント」における設計業務を2回以上にわたり契約締結し、履行していること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布・提出について

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布・提出
配 布 場 所：川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード
配布・提出期間：平成30年1月10日（水）から
平成30年1月17日（水）
午前8時30分～正午及び
午後1時から午後5時15分まで

受 付 場 所：〒212-0013

川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局総務部施設課

担当 佐藤

電 話 044-200-2413

F A X 044-200-3925

e-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp

(2) 提出方法

持参（持参以外は無効とします。）

(3) その他提出書類

上記2(3)の資格証等の写し

上記2(4)の内容が確認できる書類の写し

(4) 入札説明書・仕様書等の配布

配 布 場 所：〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局総務部施設課

担当 佐藤

電 話 044-200-2413

F A X 044-200-3925

e-mail 40sisetu@city.kawasaki.jp

配 布 期 間：平成30年1月10日（水）から

平成30年1月17日（水）

午前8時30分～正午及び

午後1時から午後5時15分まで

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は電子メールで配信します。電子メールのアドレスを登録していない場合は直接取りに来るようお願い致します。

(1) 交付日

平成30年1月19日（金）

（直接受け取られる場合は、午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで）

(2) 交付場所

3(4)と同じ

5 質問書の受付・回答

(1) 配布場所及び問い合わせ先

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

もしくは、3(4)と同じ

(2) 配布期間

平成30年1月10日（水）から

平成30年1月22日（月）

(3) 質問受付日

平成30年 1月22日 (月) 午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

(4) 質問書の様式

入札説明書に添付の質問書の様式により提出して下さい。

質問の受付は上記4の一般競争入札参加資格確認通知書を受けた者に限定させていただきます。

(5) 質問受付方法

持参または3(4)の電子メール、FAXとします。

(6) 回答方法

平成30年 1月29日 (月) に全社に文書(電子メールまたはFAXで送付します)

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号いずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成30年 2月 2日 (金) 10時00分

イ 入札場所 ソリッドスクエア西館10階A会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index/html>)

9 その他

(1) 入札その他手続きに関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、日時は日本標準時を使用します。

(2) 入札参加確認書類の作成及び提案書の作成・提出等の入札その他手続きに必要な費用は、全て入札参加者の負担とします。

(3) 関連情報を入手する窓口は3(1)に同じ。

(4) 詳細は、入札説明書によります。

(5) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

川崎市公告第682号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年12月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区登戸字丁耕地1594番2

7筆の一部

2,523平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市青葉区新石川二丁目4番地12

さくら地所株式会社

代表取締役 大須賀 幹雄

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 19戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年 8月 16日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第59号

川崎市公告第683号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成29年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

| 公園の名称 | 位置 | 区域 | 面積 (㎡) | 供用開始 の期日 |
|---------|------------------------|------------|-----------|-------------|
| 菅生にここ公園 | 宮前区菅生 2丁目25番 25号 | 別図の とおり | 105 | 公告日 |

(別図省略)

川崎市公告第684号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

のとおりに公告します。

平成29年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

| 申請のあった年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-------------|-----------------------|-------|----------------------|---|
| 平成29年12月25日 | 特定非営利活動法人 つなひきと友達と | 武井 宏之 | 川崎市川崎区藤崎2丁目 17番2号 | この法人は、広く一般市民に対し、綱引きという年齢や性別に関係なく様々な人々が参加でき、共に協力しながら行うスポーツを通して、年代や国籍を超えた多様な人々が、その楽しさを共有することで相互理解を深め、より豊かに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。 |

川崎市公告第685号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

のとおりに公告します。

平成29年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

| 申請のあった年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-------------|--------------|--------|---|---|
| 平成29年12月28日 | NPO法人TRINITY | 坂東 真紀子 | 川崎市宮前区宮崎2丁目 11番地20 コルサムエスアイ宮崎台 304 | この法人は、離婚家庭、ひとり親家庭、再婚家庭等の親子またはその関係者に対して、離ればなれになった親との面会交流支援を行いながら、子ども自身が、自己肯定感を育むことのできる学びや気付きの場の提供、それに関わる親への教育プログラムの開発と学びの場の提供、更にはひとり親家庭や再婚家庭の親子の様々な問題についての勉強会、講演会の開催等を行うことで、家庭環境に左右されない子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。 |

川崎市公告第686号

道路位置の廃止について
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3項の規定による道路を次のとおり廃止します。
なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年12月28日

川崎市長 福田 紀彦

| | | | |
|---------------------|---|-----------|-----------------|
| 築造主 住所・氏名 | 東京都稲城市矢野口4015-1 株式会社よみうりランド 代表取締役社長 杉山 美邦 | | |
| 廃止道路の 地名・地番 | 川崎市多摩区菅仙谷4丁目6199番1、 6509番の各一部 別図省略 | | |
| 幅員 | 6.00メートル | 延長 | 119.28メートル |
| | 以下余白 | | 以下余白 |
| 川崎市指令ま建管指導 第608号 | | 廃止 年月日 | 平成29年 12月28日 |

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第1号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び供給内容
川崎市立殿町小学校ほか50校で使用する電力の供給
11,634,000kWh
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
教育委員会事務局総務部学事課
川崎市川崎区宮本町6番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目8番7号
代表取締役 鈴木 順子
- 5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)
201,907,245円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(及び公示)を行った日
平成29年10月25日

川崎市公告(調達)第2号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び供給内容
川崎市立橘小学校ほか58校で使用する電力の供給
15,031,000kWh
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
教育委員会事務局総務部学事課
川崎市川崎区宮本町6番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目8番7号

代表取締役 鈴木 順子

- 5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)
262,327,145円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(及び公示)を行った日
平成29年10月25日

川崎市公告(調達)第3号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び供給内容
川崎市立大師中学校ほか60校で使用する電力の供給
21,107,000kWh
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
教育委員会事務局総務部学事課
川崎市川崎区宮本町6番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目8番7号
代表取締役 鈴木 順子
- 5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)
351,919,867円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告(及び公示)を行った日
平成29年10月25日

川崎市公告(調達)第4号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 平成30年度市民税・県民税(特別徴収)税額決定通知書及び納入書の印字・製本・封入封緘業務
 - (2) 履行場所 財政局税務部市民税管理課
 - (3) 履行期間 平成30年4月2日から平成30年5月25日まで
 - (4) 業務概要 市民税・県民税当初課税時における特別徴収税額通知書及び納入書の印

字・製本・封入封緘業務

詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 作業場所を関東圏内(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県)に有すること。
- (4) 直近3年以内に、本市又は他の市区町村において市民税・県民税(特別徴収)税額決定通知書及び納入書の封入封緘業務の実績があること。
- (5) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に記載されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部税制課 担当：片桐・大澤

電 話：044-200-2190(直通)

F A X：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

平成30年1月10日(水)から平成30年1月17日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子

メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日

平成30年1月19日(金)

(3) その他

競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書と併せて入札説明書及び仕様書を上記3(1)の場所において無償で交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して電子メールで配信します。

なお、入札説明書及び仕様書は上記3(1)の場所において上記3(2)の期間中縦覧に供します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部市民税管理課 担当：伊丹・長澤

電 話：044-200-2229(直通)

F A X：044-200-3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

平成30年1月19日(金)から平成30年1月24日(水)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答は、平成30年1月26日(金)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本業務に係る費用の総額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用や帳票運搬費用等、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

平成30年1月30日（火）午後3時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル4階 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手續等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この入札への参加者が、2者以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(4) この契約において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限ります。

(5) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告（調達）第5号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び納入予定数量

重金属安定剤 約272トン

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 本案件は、紙入札方式により行います（電子入札はできません）。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬品」種目「化学工業薬品」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成30年1月19日までに行ってください。

(4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

(5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課 担当 吉田

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

- 明治安田生命ビル13階
電話044-200-2092
- イ 閲覧期間 平成30年1月10日～平成30年1月19日(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
- (2) インターネットでの閲覧の場合
- ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」
- イ 閲覧期間 平成30年1月10日～平成30年1月19日
午前8時～午後8時
- 4 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。
- (1) 配布、提出及び問い合わせ先
上記3(1)アに同じ。
なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。
- (2) 配布・提出期間
上記3(1)イに同じ。
- 5 入札説明書の交付
上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。
また、入札説明書は上記3のとおり縦覧に供します。
- 6 一般競争入札参加者に求められる義務
- (1) この入札の参加者は、次により仕様についての説明を受けなければなりません。
- ア 日時 平成30年1月29日又は30日
時間については、別途入札参加者にお知らせします。
- イ 場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
川崎市浮島処理センター
- (2) この入札の参加者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を納入できることを証するため、次のとおり書類を提出しなければなりません。
また、提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。

- ア 提出書類
(ア) 上記1(1)の購入物品の性状等に関する証明書類(仕様書によります。)
(イ) 上記1(1)の購入物品を安定して供給できることを証明する書類(代理店証明書等)
- イ 提出場所 上記3(1)アに同じ。
- ウ 提出期間 平成30年1月31日～平成30年2月28日(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
- 7 仕様書作成担当部署及び担当者
環境局施設部処理計画課 担当 櫻井
電話 044-200-2589
- 8 仕様書に関する質問・回答
- (1) 質問
次により、仕様書の内容に関して質問することができます。
なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。
質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。
また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。
- ア 質問書の取得方法
質問書の配布は、上記3(1)の場所で行います。
また、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。
- イ 提出場所、期間及び方法
次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。
配布・提出期間 平成30年1月10日～平成30年2月28日(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
また、質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)
- (2) 回答
- ア 回答予定日 平成30年3月12日 17時まで
- イ 回答方法
入札参加者から質問があった場合、すべての質

問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、入札参加申込者に対して、回答予定日までに9の入札参加資格確認通知書等に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

9 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成30年3月12日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成30年3月12日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

10 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手續等

(1) 入札方法

薬品1トンあたりの単価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年3月19日
午前11時00分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期限 平成30年3月15日 必着
イ あて先 上記3(1)アに同じ

(4) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た額の2パーセントを入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

12 契約の手續等

次により契約を締結します。ただし、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

13 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手續を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Heavy metal stabilizer, approximately 272t

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 19 March 2018

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department
 Finance Bureau
 1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
 Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
 TEL : 044-200-2092

川崎市公告(調達)第6号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎競輪場の電気需給に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区富士見2-1-6
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結
 調達見込数量 2,233,674キロワット時

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿に業種「その他物品販売」の種目「電気供給」に記載されていること。

なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種に記載のない者を含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成30年1月24日までに行ってください。

- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加

の申込みをしなければなりません。ただし、競争参加申込書の郵送による提出は、認めません。

- (1) 配布・提出場所
 〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6
 経済労働局公営事業部総務課
 (川崎競輪場メインスタンド2階) 担当 坪内
 電話 044-233-5501
- (2) 配布・提出期間
 平成30年1月10日(水)から平成30年1月24日(水)まで
 午前9時~午前12時、午後1時~午後4時(土曜日、日曜日は除く。)

(3) 提出方法 持参

4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において平成30年1月10日(水)から平成30年1月24日(水)まで縦覧に供します。

- (1) 場所 3(1)と同じ。
- (2) 方法 無料交付で直接行います。

5 確認通知書等の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 場所 3(1)と同じ。
- (2) 配布期間
 平成30年2月1日(木)
 午前9時~午前12時、午後1時~午後4時

6 入札参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札に参加できません。

7 入札手続等

- (1) 入札書の提出日時及び場所
 ア 日 時 平成30年2月21日(水) 午前10時
 イ 場 所 川崎市川崎区富士見2-1-6
 経済労働局公営事業部総務課
 (川崎競輪場メインスタンド2階)
- (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先
 ア 期 限 平成30年2月20日(火) 必着
 イ 場 所 川崎市川崎区富士見2-1-6
 経済労働局公営事業部総務課
- (3) 入札保証金 免除
 ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。
- (4) 開札の日時 上記7(1)アに同じ
- (5) 開札の場所 上記7(1)イに同じ
- (6) 落札者の決定方法
 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)で閲覧できます。

(5) 議決の要否 否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 Summary

(1) Nature and quantity of product to be purchased : Electricity 2,233,674 kwh to use at Kawasaki Cycling Stadium

(2) Time-limit for tender : 10:00 A.M 21, February, 2018

(3) Contact point for the notice : KAWASAKI CITY OFFICE
General Administration Section
Municipal Bicycle Racing Track Department
Economic and Labor Affairs Bureau
2-1-6, Fujimi, Kawasaki-Ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0011, Japan
TEL: 044-233-5501

川崎市公告(調達)第7号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎競輪場選手宿舎小向会館の電気需給に関する契約

(2) 履行場所 川崎市幸区小向西町4-110

(3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 197,734キロワット時

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿に業種「その他物品販売」の種目「電気供給」に記載されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成30年1月24日までに行ってください。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。ただし、競争参加申込書の郵送による提出は、認めません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6
経済労働局公営事業部総務課
(川崎競輪場メインスタンド2階) 担当 坪内
電話 044-233-5501

(2) 配布・提出期間

平成30年1月10日(水)から平成30年1月24日(水)まで

午前9時~午前12時、午後1時~午後4時
(土曜日、日曜日は除く。)

(3) 提出方法 持参

4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において平成30年1月10日(水)から平成30年1月24日(水)まで縦覧に供します。

- (1) 場所 3(1)に同じ。
- (2) 方法 無料交付で直接行います。

5 確認通知書等の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 場所 3(1)に同じ。
- (1) 配布期間
平成30年2月1日(木)
午前9時～午前12時、午後1時～午後4時

6 入札参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札に参加できません。

7 入札手続等

- (1) 入札書の提出日時及び場所
ア 日 時 平成30年2月21日(水) 午後2時
イ 場 所 川崎市川崎区富士見2-1-6
経済労働局公営事業部総務課
(川崎競輪場メインスタンド2階)
- (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先
ア 期 限 平成30年2月20日(火) 必着
イ 場 所 川崎市川崎区富士見2-1-6
経済労働局公営事業部総務課
- (3) 入札保証金 免除
ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。
- (4) 開札の日時 上記7(1)アに同じ
- (5) 開札の場所 上記7(1)イに同じ
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)で閲覧できます。

- (5) 議決の要否 否

9 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ
- (3) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告(調達)第8号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年1月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 パーソナルコンピュータ及び通信機器等の賃貸借及び保守に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎ほか
- (3) 履行期間 平成30年3月15日から
平成35年3月14日まで
- (4) 調達物品の概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市「平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去に2件以上、本市又はその他の官公庁において類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有し、かつこの調達物品について確実に納入することができること。
- (5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

次により一般競争入札参加資格確認申請書を配布します。この入札に参加を希望するものは、所定の一般競争入札参加資格確認申請書、「2(4)」の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4 (第三庁舎9階)
 総務企画局情報管理部 ICT推進課 担当
 村石、大江
 電話番号 044-200-2109
 F A X 044-200-3752
 e-mail 17ictsui@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成30年1月10日(水)から平成30年1月16日(火)までとします。

(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

- (3) 提出方法 郵送又は持参(いずれの場合も、平成30年1月16日(火)午後5時15分までに川崎市役所総務企画局情報管理部 ICT推進課に到着する必要があります。また、郵送の場合は、郵送した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。)

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

仕様書、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

平成30年1月17日(水)午後1時から午後5時15分まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

6 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成30年1月17日(水)から平成30年1月22日(月)の午後5時15分まで。

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3

(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。また、質問をする場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては受理しません。

(4) 質問に対する回答

平成30年1月23日(火)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者には回答書を送付しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

5年間のリース総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとし、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成30年1月26日(金)午前11時00分
 イ 場 所 川崎市川崎区東田町5番地4
 川崎市役所第3庁舎9階開発室II

(3) 入札保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条第各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ

ればなりません。

(2) 契約書の作成

- ア 契約書を作成することを要します。
- イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

- (1) この入札への参加者が2社以上にならないときは、この入札を中止することがあります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第9号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成30年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
全自動デジタル印刷機賃貸借契約
- (2) 履行期限
平成30年3月1日から平成35年2月28日まで
- (3) 履行場所
川崎市川崎区東田町5番地4
(川崎市総務企画局情報管理部行政情報課内)

(4) 概要

入札説明書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「リース」の種目「事務用機器」に登録されていること。
- (4) 仕様書の内容を遵守し、確実、かつ、迅速に納入できること。
- (5) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契約実績があること。
- (6) この調達物品の納入後、機器の修理等を本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4(第3庁舎3階)

総務企画局情報管理部行政情報課

古河、小野担当

電話 044-200-2052(直通)

(2) 配布及び提出期間

平成30年1月10日(水)から平成30年1月17日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

ウ 納入する物品の商品説明書(カタログ等)

なお、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ掲載した際に電子メールのアドレスを掲載している場合は、一般競争入札参加確認通知書は自動的に電子メールで配信されます。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成30年1月19日(金)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成30年1月10日(水)から平成30年1月17日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)縦覧に供します。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

平成30年1月19日(金)から平成30年1月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

平成30年1月26日(金)に確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

60か月リース料の総額(消費税及び地方消費税を除く。)での紙入札方式

ア 入札書の提出日時

平成30年1月31日(水) 午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎5階 総務企画局会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)アと同じ

(4) 開札の場所

7(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(4) 9(3)の解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

川崎市公告(調達)第10号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年1月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約
(平成30年3月31日導入分)

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局情報管理部システム管理課
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)

3 契約の相手方を決定した日

平成29年11月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社 横浜支店
支店長 中澤 利朗
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

5 契約金額(税抜きリース総額)

総額 270,444,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年10月10日

税 公 告

川崎市税公告第218号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

| 年 度 | 税 目 | 期 別 | この公告による 変更する納期限 | 件数 ・ 備考 |
|------------|-------------------|------------------|-----------------------|---------------|
| 平成 29年度 | 市民税・県民税 (普通徴収) | 11月 随時分 以降 | 平成30年1月4日 (11月随時分) | 計42件 |

(別紙省略)

川崎市税公告第219号

次の市税に係る納税通知書（課税額変更（取消）通知書）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月18日

川崎市長 福田 紀彦

| 年 度 | 税 目 | 期 別 | この公告による 変更する納期限 | 件数 ・ 備考 |
|------------|-------------------|-----------|--------------------|---------------|
| 平成 29年度 | 市民税・県民税 (普通徴収) | 第3期 以降 | / | 計1件 |

(別紙省略)

川崎市税公告第220号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成29年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第221号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第222号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第223号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第224号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成29年12月20日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第225号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月27日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第226号

納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月27日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第227号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月27日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第49号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市入江崎

余熱利用プール条例(平成8年川崎市条例第7号)第13条第3項の規定により告示します。

平成29年12月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

| | |
|-------------------|---|
| 管理を行わせる施設の名称及び所在地 | 川崎市入江崎余熱利用プール 川崎市川崎区塩浜3丁目24番12号 |
| 指定管理者 | (所在地) 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号 (名称) 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体 (代表者) 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 平塚 秀昭 (構成員) 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 雑賀 克 |
| 指定期間 | 平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで |

川崎市上下水道局告示第50号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成29年12月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

1 指定有効期間

平成30年1月1日から

平成34年10月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1041

商号又は名称 功将株式会社

営業所所在地 神奈川県秦野市南矢名1745番地の2

代表者氏名 江尻 将

上 下 水 道 公 告

川崎市上下水道局公告第103号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

(案件1)

| | | |
|----------------|--|--------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 生田浄水場 場内作業水切替に伴う詳細設計業務委託 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市多摩区生田1-1-1 (生田浄水場内) |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成30年9月28日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」及び「鋼構造及びコンクリート部門」の全てに登録されていること。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体等が発注した水道施設(浄水場等の基幹構造物)の新設(更新を含む)に係る詳細(実施)設計業務委託の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の条件を満たした技術者を全て配置できること。</p> <p>ア 業務責任者及び照査技術者として、上下水道部門技術士(上水道及び工業用水道)又は総合技術監理部門技術士(上下水道-上水道及び工業用水道)の資格を有する者。 ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することはできません。 また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要です。</p> <p>イ 建設部門技術士(鋼構造及びコンクリート)又は総合技術監理部門技術士(建設-鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者、もしくはコンクリート診断士、コンクリート主任技師のいずれかの資格を有する者。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097 | |
| 入札日時等 | 平成30年1月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 | |

(案件2)

| | | |
|----------------|---|----------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 六ヶ村堀排水区ほか流域調査・浸水対策計画策定業務委託 |
| | 履 行 場 所 | 川崎市高津区、中原区地内 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から平成31年1月18日まで |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した業務委託において、「下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案)平成18年3月 国土交通省」に基づいて、浸水シミュレーションを活用した「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定する業務の元請としての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 業務責任者及び照査技術者として、総合技術監理部門技術士(上下水道-下水道)又は上下水道部門技術士(下水道)の資格を有する者を配置できること。 なお、業務責任者と照査技術者は兼務できません。</p> | |
| 契約条項を 示す場所等 | 財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097 | |

| | |
|-------|--|
| 入札日時等 | 平成30年1月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室) |
| 入札保証金 | 免 |
| 契約書作成 | 要 |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。 |

川崎市上下水道局公告第104号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月19日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

| | | |
|------------|---|------------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 西生田2丁目400mm-150mm配水管布設替工事 |
| | 履行場所 | 自：多摩区西生田2-14-25先 至：多摩区西生田2-2-1先 |
| | 履行期限 | 契約の日から275日間 |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年1月22日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |

| | |
|-------|--|
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | <p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「北谷町300mm-75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「北谷町300mm-75mm配水管布設替工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「北谷町300mm-75mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> |

(案件2)

| | | |
|------------|---|---------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 北谷町300mm-75mm配水管布設替工事 |
| | 履 行 場 所 | 自：中原区北谷町1先 至：中原区上平間218先 ほか4件 |
| | 履 行 期 限 | 契約の日から315日間 |
| 参 加 資 格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | <p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p> | |
| 入札日時等 | 平成30年1月22日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |

| | |
|-------|--|
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 |
| そ の 他 | <p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「西生田2丁目400mm-150mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「西生田2丁目400mm-150mm配水管布設替工事」、本案件の順に行います。</p> <p>(3) 「西生田2丁目400mm-150mm配水管布設替工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> |

(案件3)

| | | |
|------------|---|---------------------------------------|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 井田3丁目150mm・100mm配水管布設替工事 |
| | 履行場所 | 自：高津区蟹ヶ谷63-63先 至：中原区井田3-18-1先 ほか3件 |
| | 履行期限 | 契約の日から260日間 |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | <p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p> | |
| 入札日時等 | 平成30年1月22日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室） | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

(案件4)

| | | |
|------------|--|--|
| 競争入札に付する事項 | 件 名 | 工水2号送水管1300mm人孔T字管補強工事 |
| | 履行場所 | 自：高津区久地4-16-5先 至：高津区溝口1-1-30先 ほか1箇所 |
| | 履行期限 | 契約の日から230日間 |
| 参加資格 | <p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> | |
| 契約条項を示す場所等 | 財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099 | |
| 入札日時等 | 平成30年1月22日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室) | |
| 入札保証金 | 免 | |
| 契約書作成 | 要 | |
| 入札の無効 | この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 | |
| そ の 他 | 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 | |

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第1号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

- ア 長沢浄水場で使用する電気(単価契約)
 予定使用電力量 6,576,710キロワット時
- イ 潮見台配水所で使用する電気(単価契約)

- ウ 予定使用電力量 3,798,152キロワット時
 生田浄水場で使用する電気(単価契約)
- エ 予定使用電力量 9,707,532キロワット時
 平間配水所で使用する電気(単価契約)
- オ 予定使用電力量 2,336,000キロワット時
 鷺沼配水所で使用する電気(単価契約)
- カ 予定使用電力量 3,299,998キロワット時
 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気
 (単価契約)
- キ 予定使用電力量 22,152,582キロワット時
 入江崎水処理センターで使用する電気
 (単価契約)
- ク 予定使用電力量 22,098,272キロワット時
 加瀬水処理センターで使用する電気(単価契約)

- ケ 予定使用電力量 11,873,718キロワット時
等々力水処理センターで使用する電気
(単価契約)
- コ 予定使用電力量 25,540,944キロワット時
麻生水処理センターで使用する電気(単価契約)
- サ 予定使用電力量 5,766,088キロワット時
戸手ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)
- シ 予定使用電力量 4,697,821キロワット時
小向ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約)
- 予 予定使用電力量 2,769,774キロワット時

- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
仕様書によります。
- (4) 納入期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 本案件は、紙入札方式で行います。

2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けた者であること。
- (2) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」のうち種目「電気供給」に登録されており、かつ、川崎市環境配慮電力入札実施要綱第4条第2項の規定に基づき、「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種・種目に登録のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を平成30年1月23日までに行ってください。

- 3 入札説明書等の閲覧及び交付
次により入札説明書等を閲覧することができます。
また、希望者には無償で交付します。
- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2092
- (2) 期間 平成30年1月10日(公告日)から平成30年1月23日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時
- 4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ

先
この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布
競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

- (2) 提出期間及び場所
競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。
なお、競争入札参加申込書及び5の書類の郵送による提出は認めません。

- (3) 問い合わせ先
川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
担当 尾鷲
電話 044-200-2092

- 5 競争入札参加希望者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類(小売電気事業者の登録の通知の写し)を提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができますと認められた者に限り入札に参加することができます。

- 6 仕様書作成担当者
- (1) 長沢浄水場で使用する電気(単価契約)
川崎市上下水道局水管理センター長沢浄水場
担当 八木
電話 044-911-2022
- (2) 潮見台配水所で使用する電気(単価契約)
川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課
担当 井口
電話 044-900-9710
- (3) 生田浄水場で使用する電気(単価契約)
川崎市上下水道局長沢浄水場生田浄水場浄水係
担当 熊谷
電話 044-944-2131
- (4) 平間配水所で使用する電気(単価契約)
川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課
担当 井口
電話 044-900-9710
- (5) 鷺沼配水所で使用する電気(単価契約)
川崎市上下水道局水管理センター水運用センター

担当 矢野

電話 044-866-0335

- (6) 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気
(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 日下

電話 044-200-2922

- (7) 入江崎水処理センターで使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 日下

電話 044-200-2922

- (8) 加瀬水処理センターで使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 日下

電話 044-200-2922

- (9) 等々力水処理センターで使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 日下

電話 044-200-2922

- (10) 麻生水処理センターで使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 日下

電話 044-200-2922

- (11) 戸手ポンプ場ほかで使用使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 日下

電話 044-200-2922

- (12) 小向ポンプ場ほかで使用使用する電気(単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 日下

電話 044-200-2922

7 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できます。

イ 提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所で、3(2)の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

(2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を、入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書と一緒に添付して交付します。

なお、回答後の再質問は受付をいたしません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、平成30年2月9日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、平成30年2月9日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手續等

(1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこととし、入札金額は予定使用電力量に対する総価で行います。

なお、契約は、総価の基礎となった明細内訳書の各単価で締結します。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

平成30年2月22日 午前10時

(イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室 (川崎市川崎区砂子1-7-4)

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成30年2月19日

必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年2月22日 午前10時

1(1)アからシまでの購入物品の開札を同時に行います。

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 契約締結後の提出書類

この契約締結後、一般送配電事業者と「接続供給契約」、「事故時補給契約」等の電力バックアップ契約を締結し、契約書の写しを提出してください。ただし、東京電力エナジーパートナー株式会社がこの契約の相手方となった場合には、不要とします。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- a Electricity 6,576,710kWh to use at Nagasawa Purification Plant
- b Electricity 3,798,152kWh to use at Shiomidai Regulating Reservoir
- c Electricity 9,707,532kWh to use at Ikuta Purification Plant
- d Electricity 2,336,000kWh to use

- e Electricity 3,299,998kWh to use at Saginuma Regulating Reservoir
- f Electricity 22,152,582kWh to use at Iriezaki Sludge Treatment Center
- g Electricity 22,098,272kWh to use at Iriezaki Wastewater Treatment Center
- h Electricity 11,873,718kWh to use at Kase Wastewater Treatment Center
- i Electricity 25,540,944kWh to use at Todoroki Wastewater Treatment Center
- j Electricity 5,766,088kWh to use at Asao Wastewater Treatment Center
- k Electricity 4,697,821kWh to use at Tode Pumping Station and others
- l Electricity 2,769,774kWh to use at Komukai Pumping Station and others

(2) Time limit for tender:

- a Direct delivery
10:00A.M. 22 February, 2018
- b By mail
19 February, 2018

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-2092

川崎市上下水道局公告（調達）第2号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成30年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

財務会計システム再構築に向けた業務改善計画及び導入計画策定支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第2庁舎3階
川崎市上下水道局経営管理部財務課他

(3) 履行期間

平成30年4月2日から平成32年3月29日まで

(4) 業務概要

川崎市上下水道局財務会計システムは、システムが複雑化しメンテナンス費用が高止まりしており、当時の設計思想と現在のニーズに乖離も生じています。そこで、システム機器の更新時期となる平成34年度に次期システムが稼働開始できるようシステム再構築を行うこととしました。

また、同時に働き方・仕事の進め方改革において長時間勤務を是正するためには、業務改善が必要となることから、財務関連業務の根幹となる財務会計システムを再構築する機会に合わせて業務の抜本的な見直しを行い、業務改善計画を策定することとしました。

本委託業務では、財務関連業務の効率化を目的とした業務改善計画の策定と、次期財務会計システムの調達仕様書等の作成などのシステム導入に向けた作業が滞りなく遂行できることを目的としています。

※詳細は、調達仕様書によります。

- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は、本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「システム・ソフト開発」に登録されている者。

なお、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）で当該入札に参加を希望する者は、平成30年1月23日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

- (4) 次のア～カに示す条件を全て満たすこと。

ア 平成27年度以降に、公営企業又は人口20万人以上の地方自治体（都道府県を含む）の情報化に関する計画・戦略の策定支援を実施した実績を複数有していること。

イ 平成27年度以降に、公営企業又は人口20万人以上の地方自治体（都道府県を含む）における業務改善を伴う情報システムの導入企画支援（現行業務・システムの課題の特定、新業務体系の設計、システム導入効果の算出、要件定義、庁内の企画

審査資料作成など）を実施した実績を複数有していること。

ウ 平成27年度以降に、公営企業又は人口20万人以上の地方自治体（都道府県を含む）における情報システムの調達支援を実施した実績を複数有していること。

エ 平成27年度以降に、公営企業又は人口20万人以上の地方自治体（都道府県を含む）における情報システムの監理支援（開発業者とは別に、発注者側の立場から開発の進捗・品質管理などを支援する業務）を実施した実績を複数有していること。

オ 平成27年度以降に、公営企業又は人口20万人以上の地方自治体（都道府県を含む）において、情報システムに関するRFI（資料提供招請）やRFC（意見招請）等を実施し、受領した見積り等についての内容精査や、見積り等を提供した事業者に対するヒアリングを実施した実績を複数有していること。

カ ISO/IEC27001の認証を取得していること。

- (5) 業務従事者のうち少なくとも1名は、情報処理推進機構（IPA）が認定する「ITストラテジスト」、「システムアーキテクト」、Project Management Institute（PMI）が認定する「PM P」、情報システムコントロール協会（ISACA）が認定する「公認情報システム監査人」のうち、いずれかの資格を有していること。

- (6) 業務従事者のうち、少なくとも1名は公営企業会計の会計アドバイザー業務の経験を有する公認会計士を従事させること。なお、当該業務従事者については再委託を認めます。

※ 2(4)から2(6)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」に掲載）。

※「入札情報かわさき」のアドレス：

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2097
- (2) 期間 平成30年1月10日～平成30年1月23日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込み方法・期間

(1) 申込み方法

電子入札システムにより、競争入札参加申込書提出完了画面まで進み、申込手続きをしてください。

(競争入札参加申込書のファイル添付は不要です。)

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「上下水道局の入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札：操作説明書(入札システム操作方法)」をご覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に持参してください。

競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。

また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の上下水道局の入札公表の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(2) 提出期間

平成30年1月10日～平成30年1月23日

午前8時～午後8時

※ただし、参加申込書等を持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時とします。

(3) 電子入札システムによる申込みができない場合の提出場所

3(1)に同じ

5 見積用設計図書類の取得

本案件の見積用設計図書類は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の上下水道局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードしてください。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

6 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外からの質問には回答しません。

ア 電子入札システムによる方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提

出(入力)してください。

提出(入力)期間

平成30年1月10日(公告日)～平成30年1月29日

午前8時～午後8時

(提出期間最終日は午後3時まで)

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 持参による方法

電子入札システムによりがたい者は、窓口での対応となります。3(1)が質問書の配布、持参の場所となります。

持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R/RW)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問は受け付けません。)

なお、質問書は、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

提出期間

平成30年1月24日～平成30年1月29日

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(提出期間最終日は午後3時まで)

※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

(2) 回答

ア 回答日時

平成30年2月7日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はしません。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」をご覧ください。インターネットから閲覧又は取得できない場合には、平成30年2月7日の午前9時から正午までの間に、3(1)の場所において質問回答書を交付します。

また、回答後に再質問は受けません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を平成30年2月7日に送付します。当該メールアドレスを登録していない者には、平成30年2月7日の午前9時から正午までの間に、3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限

平成30年2月20日 午後1時30分

(2) 持参による入札の場合

ア 入札書の提出日時

平成30年2月20日 午後2時30分

イ 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

ア 入札書の提出期限 平成30年2月19日 必着

イ 入札書の提出先 3(1)に同じ

※郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年2月20日 午前2時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(5) 入札保証金

免除とします。

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認（申請）書の提出が必要です。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者につきましては、「入札参加条件確認（申請）書」（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。）、2(4)から2(6)の条件を満たす事項を確認することができ書類を担当課（経営管理部財務課 市役所第2庁舎：044-200-3181）に持参し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約書の作成

必要とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券（振替債を除く。）の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金

適用除外とします。

(4) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局

競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧
できます。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札説明書に関する問い合わせ先
川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
担当 伊藤
電話 044-200-2097
- (3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約
条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道
局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議
会定例会における本調達に係る予算の可決により生
じます。
- (5) 受注者は、本委託業務において、局の情報システ
ムに関する各種見積りを精査することから、情報シ
ステムの構築・維持に係る調達の中立性、公平性を
確保するため、受注者並びに受注者と資本又は人事
面において関係がある事業者は、局が保有又は利用
している各情報システムの設計・開発、運用・保
守、賃貸借への応札又は企画提案はできません。な
お、「受注者と資本又は人事面において関係がある
事業者」とは、次に該当するものです。
ア 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関す
る規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条3項
に規定する親会社、子会社及び同条5項に規定す
る関連会社並びに子会社とみなされる他の会社等
及び当該事業者と同一の親会社をもつ会社同士の
関係にある場合
イ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼
ねている場合

13 Summary

- (1) Consignment of assistance on establishment
of plans regarding operational improvement and
introduction of financial accounting system
reconstruction
- (2) Time limit for tender:
 - a Direct delivery
2:30P.M. 20 February 2018
 - b By mail
19 February 2018
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa

210-8577, Japan
TEL:044-200-2097

川崎市上下水道局公告(調達)第3号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお
り公告します。

平成30年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
平成30年度 長沢浄水場 脱水土処理(粒状改良
土)業務委託(単価契約)
- (2) 履行場所
局指定場所
- (3) 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 業務概要
本業務委託は、川崎市上下水道局が管理する長沢
浄水場から排出する浄水汚泥の処理を行うものです。
※詳細は仕様書によります。

(5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者
は3(2)の期間中に3(1)の場所にて競争入札参加申込
みを行ってください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく
資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委託
有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産
業廃棄物処分業」に登載されていること。
なお、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者
名簿に登載されていない者(入札参加業種・種目に
登載のない者を含む。)で当該入札に参加を希望す
る者は、平成30年1月23日までに川崎市財政局資産
管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資
格審査申請の手続きを行ってください。
- (4) 産業廃棄物処分業(汚泥)の許可を受けているこ
と。
- (5) 産業廃棄物の処分を行う事業場は、道路交通法第
3条に規定する大型自動車が行ける行程で長沢
浄水場からの行程距離が30キロメートル以内にある
こと。
- (6) 平成14年4月1日以降に、国又は地方公共団体等
が発注した脱水土処理業務委託(有効利用粒状改良
土)において、元請として年間1,000トン以上の履

行完了実績を有すること。

- (7) 脱水土を1日300トン以上かつ1か月3,000トン以上受け入れることが可能であること。

※ 2(4)から2(7)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」に掲載)。

※「入札情報かわさき」のアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
明治安田生命ビル13階
電話 044-200-2097
- (2) 期間 平成30年1月10日～平成30年1月23日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込み方法・期間

競争入札参加申込書を、3(1)の場所にて、3(2)の期間に提出してください。

競争入札参加申込書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所にて、3(2)の期間に配布します。

また、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

5 見積用設計図書類の取得

本件の設計図書類は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードしてください。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

6 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所へ、次の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

期間 平成30年1月24日～平成30年1月29日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
ただし、最終日は午後3時までとします。

(2) 回答

ア 回答日

平成30年2月7日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、平成30年2月7日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、平成30年2月7日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成30年2月7日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知

しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札書の提出及び入札方法

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳単価の合計額を入札書に記載してください。

また、本業務委託に関する金額のほか、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

なお、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

平成30年2月20日 午後2時30分

(イ) 入札書の提出場所

砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成30年2月19日 必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年2月20日 午後2時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

10 落札者の決定・競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づい

て作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者につきましては、「入札参加条件確認(申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)、2(4)から2(7)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(長沢浄水場 住所:川崎市多摩区三田5-1-1 電話:044-911-2022)に持参し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

8に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金制度

適用除外とします。

(4) 契約書作成の要否

必要とします。

(5) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札説明書に関する問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係
担当 伊藤
電話 044-200-2097

(3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、平成30年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。

13 Summary

(1) Consignment (unit-price contract) for Fiscal Year Heisei 30;

Dehydration of soil (into improved granular soil) for Nagasawa Water Purification Plant

(2) Time limit for tender:

a Direct delivery

2:30P.M. 20 February 2018

b By mail

19 February 2018

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL: 044-200-2097

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第79号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月18日

川崎市交通事業管理者
交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

運転席防護扉設置作業

(2) 履行場所

交通局が指定する場所

(3) 履行期限

平成30年3月31日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年12月18日から平成29年12月25日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(国民の祝日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年12月27日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部安全・サービス課 三喜

電話 044-200-3237

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 平成30年1月15日 午前11時00分
- イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第80号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月19日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

営業所排水側溝浚渫及び汚泥収集運搬・処分業務委託

(2) 履行場所

交通局が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月15日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「屋外清掃」、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。

(3) 汚泥に関する産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を受けていること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び2(3)の許可証の写し(川崎市の許可証とする。ただし、収集運搬業にあつては、積替え保管なしの場合は、神奈川県許可証でも可とする。)を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年12月19日から平成29年12月26日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(国民の祝日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成30年1月9日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
自動車部管理課 管理担当 小坂
電話 044-200-3235
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手續等
(1) 入札方法
総価で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。
(2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 平成30年1月16日 午前11時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
(3) 入札書の提出方法
持参
(4) 入札保証金
免除
(5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
(6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手續等
次により、契約を締結します。
(1) 契約保証金
契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。
(2) 契約書作成の要否
必要
- 10 その他
(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定める

ところによります。

- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第1号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成30年1月10日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平 野 誠

1 調達の名称

- (1) 軽油A (1月～3月分) 予定数量 262キロリットル
(2) 軽油B (1月～3月分) 予定数量 352キロリットル
(3) 軽油C (1月～3月分) 予定数量 168キロリットル
(4) 軽油D (1月～3月分) 予定数量 440キロリットル

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

平成29年12月21日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 軽油A

中日本商事株式会社
代表取締役 中川 秀信
名古屋市港区潮見町37番地の23

(2) 軽油B

中日本商事株式会社
代表取締役 中川 秀信
名古屋市港区潮見町37番地の23

(3) 軽油C

中日本商事株式会社
代表取締役 中川 秀信
名古屋市港区潮見町37番地の23

(4) 軽油D

中日本商事株式会社
代表取締役 中川 秀信
名古屋市港区潮見町37番地の23

5 落札金額

- (1) 軽油A 91,800円(1キロリットル当たり)

- (2) 軽油B 91,800円 (1キロリットル当たり)
- (3) 軽油C 91,700円 (1キロリットル当たり)
- (4) 軽油D 91,600円 (1キロリットル当たり)

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札の公告を行った日
平成29年10月25日

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第45号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)

(2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書 (様式は病院局入札情報のページで取得できます。) により受け取ります。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室 (川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

- ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。
- イ 契約書の作成を必要とします。

ウ 本調達に関する落札決定の効果は、平成30年川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

(案件1)

| | | |
|------------|---------------------------|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 井田病院診療材料等SPD業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市立井田病院(川崎市中原区井田2-27-1) |
| | 契約期間 | 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種「医療関連業務」 種目「その他の医療関連業務」 |
| | その他 | 平成24年4月1日以降に、病床数250床以上の病院において、元請として診療材料を含むSPD業務の契約実績を有すること。(その証として、契約書の写しなどを病院局契約担当へ提出すること) |
| 競争参加の申込 | 平成29年12月25日から平成30年1月15日まで | |
| 最低制限価格の有無 | 設定しません。 | |
| 入札及び開札 | 平成30年1月26日 午前10時00分 | |

川崎市病院局公告第46号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年12月25日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午

後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局

入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口
に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入
札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時
において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地
9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加
資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権
限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた
旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契
約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格
の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入
札を行った入札者を落札者とします。ただし、著

しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、
最低制限価格が設定されている案件については、
その価格に満たない価格で入札した者の入札は無
効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回
り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入
札を行います。ただし、その前回の入札が参加者
心得の規定により無効とされた者及び開札に立会
わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これ
を無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締
結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとしま
す。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合
は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

| | | |
|----------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する患者認識用リストバンド及びループホックの調達 |
| | 履行場所 | 川崎市立川崎病院 |
| | 契約期間 | 契約締結日から平成30年3月30日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の 登録 | 業種 「コンピュータ」 種目 「ソフトウェア・消耗品」 |
| 競争参加の申込 | 平成29年12月25日から平成30年1月10日まで受け付けます。 | |
| 最低制限価格の有無 | 設定しません。 | |
| 入札及び開札 | 平成30年1月16日 午前10時00分 | |

(案件2)

| | | |
|----------------|----------------------------------|-----------------------|
| 競争入札に 付する事項 | 件名 | 川崎病院で使用する体圧分散マットレスの調達 |
| | 履行場所 | 川崎市立川崎病院 |
| | 契約期間 | 契約締結日から平成30年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の 登録 | 業種 「医療機器」 |
| 競争参加の申込 | 平成29年12月25日から平成30年1月10日まで受け付けます。 | |
| 最低制限価格の有無 | 設定しません。 | |
| 入札及び開札 | 平成30年1月16日 午前10時00分 | |

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第1号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお

り公告します。

平成30年1月10日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び
通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報

を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

- (3) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することができます。

- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

- (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

- (2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。

エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

- (3) 「平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿（以下「名簿」といいます。）」に登録のない者（別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含まれます。）は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

- (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途

お知らせします。

- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 入札及び開札について

- (1) 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

- (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

- (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。

- (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、平成30年川崎市議会定例会において、以下の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

- (1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。

ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金の適用はありません。

- (3) 契約書の作成を必要とします。

| (案件1) | | |
|--------------|---|---|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 川崎病院清掃業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市立川崎病院(川崎市川崎区新川通12-1) |
| | 契約期間 | 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで |
| | 概要 | 川崎病院の院内清掃業務を委託するものです。 |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「建物清掃等」 種目 「建築物清掃」 |
| | その他 | <p>次の条件を全て満たすこと。</p> <p>1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域(ICU、CCU、手術室等)の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。</p> <p>2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。</p> <p>(1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し</p> <p>(2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面</p> <p>ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書</p> <p>イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数の一覧表(高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表)</p> <p>ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書</p> <p>エ 業務の管理体制を記載した業務案内書</p> <p>オ 業務上必要な研修実施調書</p> <p>3 川崎市からの求めに応じ、積算の内訳を速やかに提出できること。</p> |
| 競争参加の申込等 | 平成30年1月10日から平成30年1月26日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年2月23日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 郵便による入札書の提出 | 提出期限 | 平成30年2月20日必着 |
| | 提出先 | 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長 |
| 予定価格 | 公表しません。 | |
| 最低制限価格 | 設定されていません。 | |
| 入札保証金 | 免除します。 | |
| 特定業務委託に関する事項 | <p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。 (http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm)</p> | |

| | |
|---------|--|
| Summary | <p>1 Nature and quality of product to be purchased: Cleaning of Kawasaki Municipal Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., February, 23, 2018</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: February, 20, 2018</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p> |
|---------|--|

(案件2)

| | | |
|-----------------|--------------------------------|---|
| 競争入札に 付する事項 | 件 名 | 井田病院清掃業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市立井田病院 (川崎市中原区井田2-27-1) |
| | 契約期間 | 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで |
| | 概 要 | 井田病院の院内清掃業務を委託するものです。 |
| 競争参加資格 | 名簿の 登録 | 業種 「建物清掃等」 種目 「建築物清掃」 |
| | そ の 他 | <p>次の条件を全て満たすこと。</p> <p>1 清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域（ICU、CCU、手術室等）の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。</p> <p>2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。</p> <p>(1) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し</p> <p>(2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面</p> <p>ア 病院清掃の現場責任者となる者の経歴書</p> <p>イ 所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数の一覧表（高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表）</p> <p>ウ 作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書</p> <p>エ 業務の管理体制を記載した業務案内書</p> <p>オ 業務上必要な研修実施調書</p> <p>3 川崎市からの求めに応じ、積算の内訳を速やかに提出できること。</p> |
| 競争参加の 申 込 等 | 平成30年1月10日から平成30年1月26日まで受付けます。 | |
| 現 場 説 明 会 | 行いません。 | |
| 入札及び開札 | 日 時 | 平成30年2月23日 午前10時00分 |
| | 場 所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |
| 郵便による 入札書の提出 | 提出期限 | 平成30年2月20日必着 |
| | 提 出 先 | 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長 |
| 予 定 価 格 | 公表しません。 | |

| | |
|--------------|--|
| 最低制限価格 | 設定されていません。 |
| 入札保証金 | 免除します。 |
| 特定業務委託に関する事項 | <p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。</p> <p>特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。</p> <p>また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。</p> <p>下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。</p> <p>詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。 (http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm)</p> |
| Summary | <p>1 Nature and quality of product to be purchased: Cleaning of Kawasaki Municipal Ida Hospital</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., February, 23, 2018</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: February, 20, 2018</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p> |

(案件3)

| | | |
|------------|---|--|
| 競争入札に付する事項 | 件名 | 感染性産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処理業務委託 |
| | 履行場所 | 川崎市立川崎病院（川崎市川崎区新川通12-1） 川崎市立井田病院（川崎市中原区井田2-27-1） |
| | 契約期間 | 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで |
| 競争参加資格 | 名簿の登録 | 業種 「医療関連業務」 種目 「医療系産業廃棄物処分業」 |
| | その他 | <p>1 「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別産業廃棄物収集運搬業」並びに「特別産業廃棄物処分業」の許可を自社において有しており、当該業務で必要とする廃棄物種類が記載されていること (許可証明書の写しを参加申し込み時に提出すること)</p> <p>2 最終処分地が確保されていること ※契約書に最終処分地を記載します。</p> |
| 競争参加の申込等 | 平成30年1月10日から平成30年1月26日まで受付けます。 | |
| 現場説明会 | なし（現場視察は入札申込後、直接、各病院庶務課管理係と調整してください。） 川崎市立川崎病院（代表） 044-233-5521 川崎市立井田病院（代表） 044-766-2188 | |
| 入札及び開札 | 日時 | 平成30年2月23日 午前10時00分 |
| | 場所 | 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室 |

| | | |
|-----------------|---|--------------------------------|
| 郵便による 入札書の提出 | 提出期限 | 平成30年2月20日必着 |
| | 提出先 | 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長 |
| 入札保証金 | 免除します。 | |
| Summary | <p>1 Nature and quality of product to be purchased: Infectious industrial waste and industrial waste collection transportation disposal business</p> <p>2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., February, 23, 2018</p> <p>3 Time-limit for tender by mail: February, 20, 2018</p> <p>4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)</p> | |

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第23号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

平成29年12月22日

川崎市消防長 田 中 経 康

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 指定催しの名称 | 麻生不動ダルマ市 |
| 開催場所 | 麻生不動院周辺道路 (川崎市麻生区下麻生1丁目21番10号) |
| 開催期間 | 平成30年1月28日(日) 8時00分から17時00分まで |

教 育 委 員 会 規 則

川崎市教育委員会規則第19号

川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則
の一部を改正する規則

川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則(昭和63年川崎市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会」を「川崎市教育委員会」に、「非常勤職員」を「非常勤職員(川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)又は職員の定年等に関する条例(昭和58年神奈川県条例第28号)の適用を受けていた職員で、定年に達したことにより退職した者又は勲奨を受けて退職した者のうち、非常勤の職の職員として任用されているもの(以下「再雇用非常勤職員」という。)を含む。)」に改める。

第3条第1項中「事務局所管課(部に相当する室を含む。)」を「川崎市教育委員会事務局所管課」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。ただし、顧問・参与の職、再雇用非常勤職員の職として指定する職(同職に再雇用非常勤職員以外の者を採用する場合は除く。)及び教育長が特に認めた職の場合は、この限りでない。

第5条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、更新回数が上限に達した非常勤職員について、第3条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用を妨げるものではない。

第5条第2項及び第3項を次のように改める。

2 顧問・参与の職については、教育長が特に必要であると認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、任

用期間を満了した非常勤職員の任用期間を更新することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、再雇用非常勤職員については、満65歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて更新することはできない。ただし、教育長が特に必要であると認めたときは、任用期間を満了した再雇用非常勤職員の任用期間を更新することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、改正後の規則第3条の2及び第5条の規定は、同年4月1日以降を任用の期間とする任用から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の規則第3条第1項の規定により選考された非常勤職員については、改正後の規則第3条の2の規定による公募を行って選考されたものとみなす。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第33号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成29年12月19日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成29年12月26日(火) 13時00分から
- 2 場 所 高津市民館 視聴覚室
- 3 議 事

- 議案第68号 平成30年度使用特別支援学校教科用図書(追加)の採択について
- 議案第69号 小杉駅周辺地区新設小学校の通学区域の設定等について

- 4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市立日本民家園条例(昭和42年川崎市条例第19号)第5条第3項及び川崎市青少年科学館条例(昭和46年川崎市条例第24号)第5条第3項の規定により告示します。

平成29年12月20日

川崎市教育委員会教育長 渡 邊 直 美

| | |
|-----------------------|--|
| 管理を行わせる施設 の名称及び所在地 | 川崎市立日本民家園 川崎市多摩区柘形7丁目1番1号 |
| | 川崎市青少年科学館 川崎市多摩区柘形7丁目1番2号 |
| 指定管理者 | (所在地) 東京都千代田区内幸町 1丁目1番1号 (名 称) 生田緑地日比谷花壇・ 日比谷アメニス・ 東急ファシリティサービス 共同事業体 (代表者) 株式会社日比谷花壇 代表取締役 宮島 浩彰 |
| 指定期間 | 平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで |

※ 上記施設のほか、川崎市長が管理する次の施設についても、横断的に管理を行わせることとします。

- ・生田緑地(川崎市多摩区柘形7丁目地内ほか(川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム、川崎国際生田緑地ゴルフ場等の区域を除く。))
- ・川崎市岡本太郎美術館(川崎市多摩区柘形7丁目1番5号)

川崎市教育委員会告示第35号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

平成29年12月25日

川崎市教育委員会教育長 渡 邊 直 美

- 1 川崎市立鷺沼小学校長印

- (1) 使用開始日 平成29年12月25日
- (2) ひな形番号 30
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21ミリメートル
- (5) 保管場所及び個数 川崎市立鷺沼小学校 1個
- (6) 印 影



川崎市教育委員会告示第36号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成29年12月28日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

- 1 日 時 平成30年1月9日(火) 14時00分から
- 2 場 所 明治安田生命川崎ビル3階 委員会室
- 3 議 事

(以下、非公開予定)

- 議案第70号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市選挙管理委員会告示第43号

平成29年10月22日執行の川崎市長選挙及び川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙における各候補者の出納責任者から提出があった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年12月22日

川崎市選挙管理委員会
委員長 平 子 瀧 夫

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 する 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 川崎市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 23,072,700 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | | | |
|---------|------|------|-----|---|---------|------|
| 候補者氏名 | 市古博一 | 所属党派 | 無所属 | 期 | 9月5日から | 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 竹内康雄 | | | 間 | 11月6日まで | |

収 入

| 氏名・団体名 | 職業 | 寄附額 | 氏名・団体名 | 職業 | 寄附額 |
|-----------------|------|-------------|--------|----|-------------|
| 主たる寄附 氏名・団体名 | | | | | |
| 川崎民主市政をつくる会 | 政治団体 | 2,873,750 円 | | | |
| 岡本洋子 | 団体職員 | 90,000 | | | |
| 山下なを子 | 団体職員 | 40,000 | | | |
| 野口雅人 | 団体職員 | 60,000 | | | |
| | | | その他の寄附 | 一件 | 0 円 |
| | | | その他の収入 | | 0 円 |
| | | | 今前回計 | | 3,063,750 円 |
| | | | 前回数計 | | — 円 |
| | | | 総計 | | 3,063,750 円 |

支 出

| 人件費 | 金額 | 人件費 | 金額 |
|--------|-----------|------|-----------|
| 家屋費 | 370,000 | 前回計 | 2,987,232 |
| 選挙事務所費 | 411,990 | 前回数計 | — |
| 集会費 | 264,880 | 総計 | 2,987,232 |
| 会場費 | 147,110 | | |
| 通信費 | 217,558 | | |
| 印刷費 | 23,640 | | |
| 広告費 | 1,455,224 | | |
| 文具費 | 318,600 | | |
| 食糧費 | 47,090 | | |
| 宿泊費 | 75,892 | | |
| 雑費 | 62,100 | | |
| | 5,138 | | |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目 | 金額 |
|--------------|---------|-------------|
| | ビラの作成 | 0 円 |
| | ポスターの作成 | 1,159,250 円 |
| | 計 | 1,159,250 円 |

| | | |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年11月6日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 する 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 川崎市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,072,700 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | | | |
|---------|------|------|-----|---|----------|--------|
| 候補者氏名 | 市古博一 | 所属党派 | 無所属 | 期 | 11月10日から | 第 2 回分 |
| 出納責任者氏名 | 竹内康雄 | | | 間 | 11月11日まで | |

収 入

| 氏名・団体名 | 職 業 | 寄 附 額 | 氏名・団体名 | 職 業 | 寄 附 額 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|-------------|--------|-----|-------|--------|----|-----|--------|--|-----|-------|--|-----------|-------|--|-------------|-----|--|-------------|
| 川崎民主市政をつくる会 | 政治団体 | 285,319 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>その他の寄附</td> <td>一件</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td></td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>今 回 計</td> <td></td> <td>285,319 円</td> </tr> <tr> <td>前 回 計</td> <td></td> <td>3,063,750 円</td> </tr> <tr> <td>総 計</td> <td></td> <td>3,349,069 円</td> </tr> </table> | | | | | | その他の寄附 | 一件 | 0 円 | その他の収入 | | 0 円 | 今 回 計 | | 285,319 円 | 前 回 計 | | 3,063,750 円 | 総 計 | | 3,349,069 円 |
| その他の寄附 | 一件 | 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の収入 | | 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今 回 計 | | 285,319 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前 回 計 | | 3,063,750 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 計 | | 3,349,069 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

支 出

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 361,250 |
| 家賃 | 0 |
| 選挙事務所費 | 0 |
| 集会費 | 0 |
| 通信費 | 0 |
| 印刷費 | 0 |
| 広告費 | 0 |
| 食糧費 | 0 |
| 泊費 | 0 |
| 雑費 | 0 |
| 今 回 計 | 361,250 |
| 前 回 計 | 2,987,232 |
| 総 計 | 3,348,482 |

| 支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額 | 項 目 | 金 額 |
|-------------------------|---------|-------------|
| | ビラの作成 | 0 円 |
| | ポスターの作成 | 1,159,250 円 |
| | 計 | 1,159,250 円 |

| | |
|----------|-------------------|
| 報告書受理年月日 | 平成 29 年 11 月 13 日 |
| 報告書分 | 第 2 回 報 告 分 |

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 する 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 川崎市市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,072,700 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | | | |
|---------|-------|------|-----|-----|---------------------------|--------|
| 候補者氏名 | 福田 紀彦 | 所属党派 | 無所属 | 期 間 | 9 月 20 日から 10 月 31 日まで | 第 1 回分 |
| 出納責任者氏名 | 宮川 隆行 | | | | | |

収 入

| 氏名・団体名 | 職 業 | 寄 附 額 | 氏名・団体名 | 職 業 | 寄 附 額 |
|-----------------|------|-------------|-------------|-----|-------|
| 主たる寄附 氏名・団体名 | | | | | |
| 福田紀彦後援会 | 政治団体 | 1,010,000 円 | | | |
| 自由民主党川崎市支部連合会 | 政治団体 | 100,000 | | | |
| 神奈川県医師連盟 | 政治団体 | 1,000,000 | | | |
| 川崎市医師連盟 | 政治団体 | 2,500,000 | | | |
| その他の寄附 | | | その他の寄附 | | |
| その他の収入 | | | 一件 0 円 | | |
| 今 前 計 | | | 4,610,000 円 | | |
| 総 計 | | | 4,610,000 円 | | |

支 出

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 420,000 |
| 家屋費 | 191,700 |
| 選挙事務所費 | 191,700 |
| 集会場所費 | 0 |
| 交通費 | 62,105 |
| 印刷費 | 41,851 |
| 広告費 | 1,603,650 |
| 文具費 | 831,607 |
| 食糧費 | 75,595 |
| 泊費 | 53,413 |
| 雑費 | 0 |
| 雑費 | 0 |
| 計 | 3,279,921 |
| 前回 | — |
| 計 | 3,279,921 |

| 支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額 | 項 目 | 金 額 |
|-------------------------|---------|-------------|
| | ビラの作成 | 225,300 円 |
| | ポスターの作成 | 1,086,470 円 |
| | 計 | 1,311,770 円 |

| | | |
|----------|------------------|-------------|
| 報告書受理年月日 | 平成 29 年 11 月 6 日 | 第 1 回 報 告 分 |
|----------|------------------|-------------|

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 する 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 川崎市市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,072,700 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | | | | |
|---------|-------|------|---|----|---|------------|--------|
| 候補者氏名 | 吉澤 章子 | 所属党派 | 無 | 所属 | 期 | 9 月 20 日から | 第 1 回分 |
| 出納責任者氏名 | 徳安 久是 | | | | | 11 月 1 日まで | |

収 入

| 氏名・団体名 | 職 業 | 寄 附 額 | 氏名・団体名 | 職 業 | 寄 附 額 |
|-------------------|------|-------------|-------------|------|-------------|
| 菅久保 孝子 | 無職 | 1,500,000 円 | 星川 隆由 | 自営業 | 50,000 円 |
| 吉沢 酉友 | 無職 | 500,000 | 市川 郁雄 | 会社役員 | 30,000 |
| 中山 静子 | 無職 | 100,000 | 松沢 岩雄 | 自営業 | 20,000 |
| 嶋崎 節子 | 無職 | 13,000 | 斉藤 良司 | 自営業 | 30,000 |
| 神奈川県私立幼稚園 教育振興連盟 | 政治団体 | 30,000 | 片山 義規 | 不動産業 | 1,000,000 |
| 全日本不動産政治連盟 神奈川県本部 | 政治団体 | 100,000 | 吉沢 和久 | 会社役員 | 500,000 |
| 神奈川県農政推進連盟 川崎総支部 | 政治団体 | 20,000 | | | |
| 遠藤 俊一 | 農業 | 58,000 | | | |
| 吉沢 恬子 | 無職 | 50,000 | | | |
| 手塚 栄則 | 酒店 | 100,000 | | | |
| 森 興道 | 住職 | 100,000 | そ の 他 の 寄 附 | 75 件 | 551,600 円 |
| 八木 喜之枝 | 無職 | 20,000 | そ の 他 の 収 入 | | 2,000,000 円 |
| 矢野 清久 | 会社役員 | 30,000 | | | |
| 小泉 一郎 | 無職 | 300,000 | 今 回 の 計 | | 7,182,600 円 |
| 関根 さわか | 講師 | 30,000 | 前 回 の 計 | | — 円 |
| 佐保田 信次 | 小売業 | 20,000 | 総 計 | | 7,182,600 円 |
| 高桑 光雄 | 団体役員 | 30,000 | | | |

支 出

| | | |
|-----------|---|-----------|
| 人 家 | 費 | 478,750 |
| 件 屋 | 費 | 2,072,009 |
| 選 挙 事 務 所 | 費 | 2,067,345 |
| 集 合 会 場 | 費 | 4,664 |
| 通 信 | 費 | 0 |
| 交 通 | 費 | 8,662 |
| 印 刷 | 費 | 1,625,720 |
| 広 告 | 費 | 1,084,104 |
| 文 具 | 費 | 1,546 |
| 食 糧 | 費 | 35,100 |
| 休 泊 | 費 | 0 |
| 雑 | 費 | 159,368 |
| 今 回 の 計 | | 5,465,259 |
| 前 回 の 計 | | — |
| 総 計 | | 5,465,259 |

| 支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額 | 項 目 | 金 額 |
|-------------------------|---------|-------------|
| | ビラの作成 | 455,000 円 |
| | ポスターの作成 | 997,920 円 |
| | 計 | 1,452,920 円 |

| | |
|-------------|------------------|
| 報告書受理年月日 | 平成 29 年 11 月 6 日 |
| 第 1 回 報 告 分 | |

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 する 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 川崎市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 23,072,700 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | | | |
|---------|-------|------|-----|-----|------------------------|--------|
| 候補者氏名 | 古澤 章子 | 所属党派 | 無所属 | 期 間 | 11月 8 日から 11月 8 日まで | 第 2 回分 |
| 出納責任者氏名 | 徳安 久是 | | | | | |

収 入

| 主たる寄附 | | 氏名・団体名 | | 氏名・団体名 | | 職 業 | | 職 業 | | 寄 附 額 | | 寄 附 額 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | 氏名・団体名 |
| (全欄斜線) | | | | | | | | | | | | | |
| | | その他の寄附 | | | | 一件 | | | | 0 円 | | 0 円 | |
| | | その他の収入 | | | | | | | | 0 円 | | 0 円 | |
| | | 今 回 計 | | | | | | | | 7,182,600 円 | | 7,182,600 円 | |
| | | 前 回 計 | | | | | | | | 0 円 | | 0 円 | |
| | | 総 計 | | | | | | | | 7,182,600 円 | | 7,182,600 円 | |

支 出

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 0 |
| 家賃 | 0 |
| 選挙事務所費 | 0 |
| 集会費 | 0 |
| 通信費 | 0 |
| 印刷費 | 0 |
| 広告費 | 0 |
| 文具費 | 0 |
| 食糧 | 0 |
| 泊 | 0 |
| 雑費 | 11,282 |
| 計 | 11,282 |
| 前回 | 5,465,259 |
| 今前総計 | 5,476,541 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目 | 金 額 |
|--------------|---------|-------------|
| | ビラの作成 | 455,000 円 |
| | ポスターの作成 | 997,920 円 |
| | 計 | 1,452,920 円 |

| | |
|----------|------------------|
| 報告書受理年月日 | 平成 29 年 11 月 9 日 |
| 第 2 回報告分 | |

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 する 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 川崎市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 23,072,700 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | | | |
|---------|--------|------|-------|-----|-------------|--------|
| 候補者氏名 | 吉澤 草子 | 所属党派 | 無 所 属 | 期 間 | 11 月 22 日から | 第 3 回分 |
| 出納責任者氏名 | 徳安 久 是 | | | | 11 月 22 日まで | |

収 入

| 主たる寄附 | | 氏名・団体名 | 職 業 | 寄 附 額 |
|--------|--|--------|-----|-------------|
| 氏名・団体名 | | | | |
| 職 業 | | | | |
| 寄 附 額 | | | | |
| | | 氏名・団体名 | 職 業 | 寄 附 額 |
| | | その他の寄附 | 一件 | 0 円 |
| | | その他の収入 | | 0 円 |
| | | 今 回 計 | | 0 円 |
| | | 前 回 計 | | 7,182,600 円 |
| | | 総 計 | | 7,182,600 円 |

支 出

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 0 |
| 家屋費 | 0 |
| 選挙事務所費 | 0 |
| 集会費 | 0 |
| 通信費 | 25,043 |
| 印刷費 | 0 |
| 広告費 | 0 |
| 文具費 | 0 |
| 食糧費 | 0 |
| 宿泊費 | 0 |
| 雑費 | 0 |
| 今回計 | 25,043 |
| 前回計 | 5,476,541 |
| 今前総計 | 5,501,584 |

| 支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額 | 項 目 | 金 額 |
|-------------------------|---------|-------------|
| | ビラの作成 | 455,000 円 |
| | ポスターの作成 | 997,920 円 |
| | 計 | 1,452,920 円 |

| | |
|----------|-------------------|
| 報告書受理年月日 | 平成 29 年 11 月 27 日 |
| 報告書分 | 第 3 回 報 告 分 |

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,800,000 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | | | |
|---------|---------|------|-------|---|-------------|--------|
| 候補者氏名 | 後藤 真左美 | 所属党派 | 日本共産党 | 期 | 9 月 18 日から | 第 1 回分 |
| 出納責任者氏名 | 光 野 正 洋 | | | 間 | 10 月 23 日まで | |

収 入

| 主たる寄附 | | 氏名・団体名 | 職業 | 寄附額 |
|--------|----------------|--------|----|-----------|
| 氏名・団体名 | 日本共産党川崎南部地区委員会 | | 政党 | 675,920 円 |
| 氏名・団体名 | 氏名・団体名 | | | 寄附額 |
| その他の寄附 | 一件 | | | 0 円 |
| その他の収入 | | | | 0 円 |
| 今 前 計 | | | | 675,920 円 |
| 今 前 計 | | | | — 円 |
| 総 計 | | | | 675,920 円 |

支 出

| | |
|-----------|-----------|
| 人件費 | 60,000 |
| 家屋費 | 175,920 |
| 選挙事務所集会場費 | 175,920 |
| 通信費 | 0 |
| 印刷費 | 0 |
| 広告費 | 838,140 |
| 文具費 | 104,976 |
| 食糧費 | 0 |
| 泊費 | 30,000 |
| 雑費 | 0 |
| 計 | 1,209,036 |
| 計 | — |
| 総計 | 1,209,036 |

| | | | |
|--------------|---------|----|-----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 金額 | 838,140 円 |
|--------------|---------|----|-----------|

| | | |
|----------|------------------|-------------|
| 報告書受理年月日 | 平成 29 年 11 月 6 日 | 第 1 回 報 告 分 |
|----------|------------------|-------------|

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 する 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 6,800,000 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | | | | |
|---------|-----|------|---|----|---|----------|------|
| 候補者氏名 | 栄居学 | 所属党派 | 無 | 所属 | 期 | 9月30日から | 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 栄居 | 義則 | | | | 10月31日まで | |

収 入

| 主たる寄附氏名・団体名 | 職業 | 寄附額 | 氏名・団体名 | 職業 | 寄附額 |
|-----------------------|-----------|-----------------------|--------|----|-------------|
| 民進党神奈川県支部連合会 魚津 充利 | 政党 自営業 | 1,000,000 円 30,000 | | | |
| その他の寄附 12件 115,000 円 | | | | | |
| その他の収入 0 円 | | | | | |
| | | | 今回 | 計 | 1,145,000 円 |
| | | | 前回 | 計 | — 円 |
| | | | 今前 | 計 | 1,145,000 円 |

支 出

| | |
|-----------|-------------|
| 人件費 | 284,494 |
| 家屋費 | 135,461 |
| 選挙事務所集会場費 | 135,461 |
| 通信費 | 27,664 |
| 印刷費 | 19,869 |
| 広告費 | 700,000 |
| 文具費 | 172,144 |
| 食糧費 | 0 |
| 泊費 | 17,130 |
| 雑費 | 0 |
| その他 | 40,218 |
| 今回 | 計 1,396,980 |
| 前回 | 計 — |
| 今前 | 計 1,396,980 |

| | |
|--------------|-----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 金額 |
| ポスターの作成 | 700,000 円 |

| | |
|----------|------------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年11月6日 |
| 第1回報告分 | |

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,800,000 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | | | |
|---------|--------|------|-------|---|---------|------|
| 候補者氏名 | 本間 賢次郎 | 所属党派 | 自由民主党 | 期 | 9月3日から | 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 石本 良子 | | | | 11月1日まで | |

収入

| 氏名・団体名 | 職業 | 寄附額 | 氏名・団体名 | 職業 | 寄附額 |
|---------------------|------|-------------|--------|----|-------------|
| 自由民主党神奈川県川崎市川崎区第五支部 | 政治団体 | 1,000,000 円 | | | |
| 自由民主党神奈川県第十選挙区支部 | 政治団体 | 27,000 | | | |
| 自由民主党川崎市支部連合会 | 政治団体 | 500,000 | | | |
| 細田 将史 | 団体職員 | 30,000 | | | |
| 市川 郁雄 | 会社役員 | 30,000 | | | |
| 清宮 延光 | 会社役員 | 30,000 | | | |
| その他の収入 | | | その他の収入 | | |
| | | | 24件 | | 235,000 円 |
| | | | 計 | | 2,000,000 円 |
| | | | 計 | | 3,852,000 円 |
| | | | 計 | | 3,852,000 円 |

支出

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 360,000 |
| 家屋費 | 295,007 |
| 選挙事務所費 | 269,507 |
| 集会場費 | 25,500 |
| 通信費 | 0 |
| 印刷費 | 0 |
| 広告費 | 1,195,620 |
| 文具費 | 1,322,200 |
| 食糧費 | 154,467 |
| 宿泊費 | 45,469 |
| 雑費 | 0 |
| | 126,797 |
| 計 | 3,499,560 |
| 前回計 | — |
| 総計 | 3,499,560 |

| 項目 | 金額 |
|--------------|-----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 861,498 円 |
| ポスターの作成 | |

| | | |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成29年11月6日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|

公 職 の 候 補 者 の 選 挙 運 動 に 関 す る 収 支 報 告 書 要 旨

- 1 選挙の種類 平成29年10月22日執行 川崎市議会議員川崎区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,800,000 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | | | |
|---------|---------|------|-------|---|----------|--------|
| 候補者氏名 | 本間 賢次郎 | 所属党派 | 自由民主党 | 期 | 11月16日から | 第 2 回分 |
| 出納責任者氏名 | 石 本 良 子 | | | | 11月16日まで | |

収 入

| 主たる寄附 氏名・団体名 | 職業 | 氏名・団体名 | 職業 | 寄附額 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----|-------------|----|-----|--------|----|-----|--------|--|-----|-------|--|-----|-------|--|-------------|-----|--|-------------|
| <table border="1"> <tr> <td>その他の寄附</td> <td>一件</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td></td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>今 回 計</td> <td></td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>前 回 計</td> <td></td> <td>3,852,000 円</td> </tr> <tr> <td>総 計</td> <td></td> <td>3,852,000 円</td> </tr> </table> | | | | | その他の寄附 | 一件 | 0 円 | その他の収入 | | 0 円 | 今 回 計 | | 0 円 | 前 回 計 | | 3,852,000 円 | 総 計 | | 3,852,000 円 |
| その他の寄附 | 一件 | 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の収入 | | 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今 回 計 | | 0 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前 回 計 | | 3,852,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 計 | | 3,852,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

支 出

| | |
|----------|-----------|
| 人件費 | 0 |
| 家屋費 | 21,600 |
| 選挙事務所集會費 | 21,600 |
| 通信費 | 0 |
| 印刷費 | 0 |
| 広告費 | 0 |
| 文具費 | 0 |
| 食糧費 | 48,435 |
| 泊費 | 0 |
| 雑費 | 0 |
| 雑費 | 11,325 |
| 計 | 81,360 |
| 前回計 | 3,499,560 |
| 総計 | 3,580,920 |

| | | |
|--------------|---------|-----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 項目 | 金額 |
| | ポスターの作成 | 861,498 円 |

| | |
|----------|-------------------|
| 報告書受理年月日 | 平成 29 年 11 月 20 日 |
| 報告書分 | 第 2 回 報告分 |

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第13号

第7回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成29年12月28日

川崎市農業委員会

会長 長瀬 和 徳

1 日 時

平成30年1月15日(月) 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第3会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (4) 「農地利用最適化推進委員の活動の手引き」の策定について
- (5) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (6) 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (7) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (8) 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (9) 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- (10) その他

職 員 共 済 組 合 規 則

川崎市共済規則第1号

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則をここに公告する。

平成29年12月28日

川崎市職員共済組合

理事長 三 浦 淳

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

第2条中「経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理」を「退職等年金預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理」に改める。

第7条第1項中「年4.46パーセント(災害貸付にあっては年3.72パーセント、第5条第4項に規定する在宅介

護対応住宅の場合において加算された額にあっては年4.2パーセント)」を「次の各号に掲げる法第77条第4項に規定する基準利率(以下「基準利率」という。)の区分に応じ、基準利率が改定された日(理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後3月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。)から、当該各号に定める利率」に改め、同項に次のように加える。

- (1) 基準利率が1.0パーセント以下の場合 年1.26パーセント(災害貸付にあっては年0.93パーセント、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額(以下「在宅介護対応住宅貸付」という。)にあっては年1.00パーセント)
- (2) 基準利率が1.0パーセントを超え1.5パーセント以下の場合 年1.76パーセント(災害貸付にあっては年1.43パーセント、在宅介護対応住宅貸付にあっては年1.50パーセント)
- (3) 基準利率が1.5パーセントを超え2.0パーセント以下の場合 年2.26パーセント(災害貸付にあっては年1.93パーセント、在宅介護対応住宅貸付にあっては年2.00パーセント)
- (4) 基準利率が2.0パーセントを超え2.5パーセント以下の場合 年2.76パーセント(災害貸付にあっては年2.43パーセント、在宅介護対応住宅貸付にあっては年2.50パーセント)
- (5) 基準利率が2.5パーセントを超え3.0パーセント以下の場合 年3.26パーセント(災害貸付にあっては年2.93パーセント、在宅介護対応住宅貸付にあっては年3.00パーセント)
- (6) 基準利率が3.0パーセントを超え3.5パーセント以下の場合 年3.76パーセント(災害貸付にあっては年3.43パーセント、在宅介護対応住宅貸付にあっては3.50パーセント)
- (7) 基準利率が3.5パーセントを超え4.0パーセント以下の場合 年4.26パーセント(災害貸付にあっては年3.93パーセント、在宅介護対応住宅貸付にあっては年4.00パーセント)
- (8) 基準利率が4.0パーセントを超え4.5パーセント以下の場合 年4.76パーセント(災害貸付にあっては年4.43パーセント、在宅介護対応住宅貸付にあっては年4.50パーセント)
- (9) 基準利率が4.5パーセントを超え5.0パーセント以下の場合 年5.26パーセント(災害貸付にあっては年4.93パーセント、在宅介護対応住宅貸付にあっては年5.00パーセント)
- (10) 基準利率が5.0パーセントを超える場合 基準利率に0.26パーセントを加えた利率(災害貸付にあっては基準利率から0.07パーセントを減じた利率、在宅介護対応住宅貸付にあっては基準利率)

第15条第4項中「第7条」を「第7条第1項」に、「年2.42パーセント」を「次の各号に掲げる基準利率の区分に応じ、基準利率が改定された日から、当該各号に定める利率」に改め、同項に次のように加える。

- (1) 基準利率が1.0パーセント以下の場合 年0.72パーセント
- (2) 基準利率が1.0パーセントを超え1.5パーセント以下の場合 年1.22パーセント
- (3) 基準利率が1.5パーセントを超え2.0パーセント以下の場合 年1.72パーセント
- (4) 基準利率が2.0パーセントを超え2.5パーセント以下の場合 年2.22パーセント
- (5) 基準利率が2.5パーセントを超え3.0パーセント以下の場合 年2.72パーセント
- (6) 基準利率が3.0パーセントを超え3.5パーセント以下の場合 年3.22パーセント
- (7) 基準利率が3.5パーセントを超え4.0パーセント以下の場合 年3.72パーセント
- (8) 基準利率が4.0パーセントを超え4.5パーセント以下の場合 年4.22パーセント
- (9) 基準利率が4.5パーセントを超え5.0パーセント以下の場合 年4.72パーセント
- (10) 基準利率が5.0パーセントを超える場合 基準利率から0.28パーセントを減じた利率

附則6及び附則7を削除し、新たに附則6（貸付金の財源及び借り入れる利率の特例）として「貸付事業の当面の円滑な運営を期するため、第2条の規定にかかわらず、理事長が必要と認める期間においては、貸付金の財源を組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理とすることができる。この場合において、貸付経理において組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理の余裕金を借り入れる場合の利率については、貸付経理において組合の退職等年金預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金を借り入れる場合の利率と同一の率とする。」を加える。

これに伴い「附則8」を「附則7」に改め、「附則9」を「附則8」に改める。

附 則（平成29年12月28日共済規程第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の川崎市職員共済組合貸付規則第7条第1項及び第15条第4項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸し付けた貸付に係る施行日の前日における未償還元金に係る施行日以後に到来する償還期日における利息について

も適用し、施行日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

3 適用日前に貸し付けた貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

職 員 共 済 組 合 規 定

川崎市共済規程第2号

川崎市職員共済組合貸付規則施行規程の一部を改正する規程をここに公告する。

平成29年12月28日

川崎市職員共済組合
理事長 三 浦 淳

川崎市職員共済組合貸付規則施行規程の
一部を改正する規程

別紙様式4号中「2.利息は規則の定めるとおり年利4.36%（災害貸付にあつては、年利3.63%）負担し、納付します。ただし、規則附則第6項及び第7項の規定による特例利率が適用される場合においては、当該規定に定める利率とします。」を「2.利息は規則の定めるとおり年利1.26%（災害貸付にあつては、年利0.93%）負担し、納付します。ただし、規則に規定する貸付利率に変動が生じた場合にあつては、変動後の利率とします。」に改める。

別紙様式5号中「2.利息は規則の定めるとおり年利4.36%（災害貸付にあつては、年利3.63%、介護住宅貸付にあつては、年利4.1%）負担し、納付します。ただし、規則附則第6項及び第7項の規定による特例利率が適用される場合においては、当該規定に定める利率とします。」を「2.利息は規則の定めるとおり年利1.26%（災害貸付にあつては、年利0.93%、介護住宅貸付にあつては、年利1.0%）負担し、納付します。ただし、規則に規定する貸付利率に変動が生じた場合にあつては、変動後の利率とします。」に改める。

附 則（平成29年12月28日共済規程第2号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

職 員 共 済 組 合 告 示

川崎市共済告示第2号

川崎市職員共済組合定款（昭和37年川崎市共済告示第4号）の一部を変更したのでここに告示する。

平成29年12月28日

川崎市職員共済組合
理事長 三 浦 淳

第35条中「、退職等年金経理、厚生年金保険預託金管理経理、退職等年金預託金管理経理」を「、退職等年金経理、退職等年金預託金管理経理」に改める。

附 則（平成29年12月28日共済告示第2号）

この変更は、平成30年1月1日から施行する。

職 員 共 済 組 合 公 告

川崎市共済公告第7号

川崎市職員共済組合定款第36条の規定に基づき、平成29年度変更事業計画及び予算を次のとおり公告します。

平成29年12月28日

川崎市職員共済組合

理事長 三 浦 淳

1 平成29年度変更事業計画及び予算（別紙のとおり）
平成29年度 変更事業計画及び予算

目 次

- 1. 経過の長期預託金管理経理
 - 予算総則
 - 予定損益計算書
 - 予定損益計算書説明書
 - 予定貸借対照表
 - 予定貸借対照表説明書
- 2. 貸付経理
 - 予算総則
 - 予定損益計算書
 - 予定損益計算書説明書
 - 予定貸借対照表
 - 予定貸借対照表説明書

経過の長期預託金管理経理

- 予 算 総 則
- 予 定 損 益 計 算 書
- 予 定 損 益 計 算 書 説 明 書
- 予 定 貸 借 対 照 表
- 予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

経過の長期預託金管理経理

予 算 総 則

| 事 項 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------------------------|---|------------------|
| 1 経理単位相互間における 資金の融通の最高限度額 | (1)長期貸付金 | (1)長期貸付金 |
| | 貸付経理に対する長期貸付金 | 貸付経理に対する長期貸付金 |
| | 千円 | 千円 |
| | 最高限度額 11,136,968 | 最高限度額 11,136,968 |
| | 前年度末残高 2,400,000 | 前年度末残高 1,500,000 |
| | 本年度増加額 0 | 本年度増加額 0 |
| | 本年度減少額 900,000 | 本年度減少額 600,000 |
| | 本年度末残額 1,500,000 | 本年度末残額 900,000 |
| | (2)貸付条件 | (2)貸付条件 |
| | 利率 | 利率 |
| 財政融資資金預託金利率に応じて総務大臣が定める率 | 地方公務員等共済組合法第38条の2第2項第7号の規定により地方公務員共済組合連合会が定める基準利率の区分に応じて総務大臣が定める率 | |

経過の長期預託金管理経理
予定損益計算書

| 科 目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 前年度対比較増△減 | |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
| | 決算額 | 推 計 | 推 計 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (借 方) | | | | | |
| 経常費用 | <u>32,408</u> | <u>46,030</u> | <u>29,229</u> | <u>13,622</u> | <u>△ 16,801</u> |
| (事業費用) | | | | | |
| 支払利息 | 32,408 | 46,030 | 29,229 | 13,622 | △ 16,801 |
| 合 計 | 32,408 | 46,030 | 29,229 | 13,622 | △ 16,801 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (貸 方) | | | | | |
| 経常収益 | <u>32,408</u> | <u>46,030</u> | <u>29,229</u> | <u>13,622</u> | <u>△ 16,801</u> |
| (運用収入) | | | | | |
| 利息及び配当金 | 32,408 | 46,030 | 29,229 | 13,622 | △ 16,801 |
| 合 計 | 32,408 | 46,030 | 29,229 | 13,622 | △ 16,801 |

経過の長期預託金管理経理
予定損益計算書説明書

| 科 目 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|---------------|---------------|
| | 千円 | 千円 |
| (借 方) | | |
| 経常費用 | 46,030 | 29,229 |
| (事業費用) | | |
| 支払利息 | <u>46,030</u> | <u>29,229</u> |
| 合 計 | 46,030 | 29,229 |
| | 千円 | 千円 |
| (貸 方) | | |
| 経常収益 | 46,030 | 29,229 |
| (運用収入) | | |
| 利息及び配当金 | <u>46,030</u> | <u>29,229</u> |
| | 28年12月末実績 | 1 貸付金利息 |
| | 1～3月推計 | 2 預金利息 |
| | 36,355 | 29,227 |
| | 9,675 | 2 |
| 合 計 | 46,030 | 29,229 |

経過の長期預託金管理経理予 定 貸 借 対 照 表

| 科 目 | 平成27年度 | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|------------|------------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 決 算 額 | 増 △ 減 | 年 度 末 | 増 △ 減 | 年 度 末 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (借 方) | | | | | |
| 流 動 資 産 | <u>232,408</u> | <u>△ 113,970</u> | <u>118,438</u> | <u>△ 771</u> | <u>117,667</u> |
| 普通預金 | 232,408 | △ 113,970 | 118,438 | △ 771 | 117,667 |
| 未収収益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固 定 資 産 | <u>2,400,000</u> | <u>△ 900,000</u> | <u>1,500,000</u> | <u>△ 600,000</u> | <u>900,000</u> |
| (投資その他の資産) | | | | | |
| 長期貸付金 | 2,400,000 | △ 900,000 | 1,500,000 | △ 600,000 | 900,000 |
| 合 計 | 2,632,408 | △ 1,013,970 | 1,618,438 | △ 600,771 | 1,017,667 |
| (貸 方) | | | | | |
| 固 定 負 債 | <u>2,632,408</u> | <u>△ 1,013,970</u> | <u>1,618,438</u> | <u>△ 600,771</u> | <u>1,017,667</u> |
| 連合会預託金 | 2,632,408 | △ 1,013,970 | 1,618,438 | △ 600,771 | 1,017,667 |
| 合 計 | 2,632,408 | △ 1,013,970 | 1,618,438 | △ 600,771 | 1,017,667 |

経過の長期預託金管理経理予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

| 科 目 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|---------------------------|-------------------------|
| | 千円 | 千円 |
| (借 方) | | |
| 流 動 資 産 | 118,438 | 117,667 |
| 普通預金 | <u>118,438</u> | <u>117,667</u> |
| 未収収益 | <u>0</u> | <u>0</u> |
| 固 定 資 産 | 1,500,000 | 900,000 |
| 長期貸付金 | 貸付経理へ貸付金 <u>1,500,000</u> | 貸付経理へ貸付金 <u>900,000</u> |
| 合 計 | 1,618,438 | 1,017,667 |
| (貸 方) | | |
| 固 定 負 債 | 1,618,438 | 1,017,667 |
| 連合会預託金 | <u>1,618,438</u> | <u>1,017,667</u> |
| 合 計 | 1,618,438 | 1,017,667 |

貸付経理
予 算 総 則
予 定 損 益 計 算 書

予定損益計算書説明書
予 定 貸 借 対 照 表
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

貸 付 経 理
予 算 総 則

| 事 項 | 平 成 28 年 度 | 平 成 29 年 度 |
|--|---|--|
| | 千円 | 千円 |
| 1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額 | 有価証券 3,500,000 | 有価証券 3,500,000 |
| 2 経理単位相互間における 資金の最高限度額及び条件 | 経過的長期預託金管理経理からの 長期借入金 最高限度額 9,875,632 利率 年4.1% (特例適用期間中は年2.4~4.1%) | 経過的長期預託金管理経理からの 長期借入金 最高限度額 9,875,632 利率 地方公務員等共済組合法第38条 の2第2項第7号の規定により 地方公務員共済組合連合会が定 める基準利率の区分に応じて総 務大臣が定める率 |
| 3 組合員貸付金の最高限度 額及び条件 | 1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年4.36% (特例適用期間中は年2.66~4.36%) 2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年4.36% (介護4.1%) (特例適用期間中は年2.66~4.36%、 在宅介護に係る貸付にあつては年2.4 ~4.1%) 3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年3.63% (特例適用期間中は年2.22~3.63%、 激甚災害で償還猶予中は年1.72%) 4 特別貸付 貸付限度額 17,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 10,800 (1,800千円×6年限) 利率 年4.36% (特例適用期間中は年2.66~4.36%) | 1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26% 2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護2.4%) 3 災害貸付 貸付限度額 災害新規貸付 18,000 災害再貸付 19,000 利率 年0.93% 4 特別貸付 貸付限度額 17,800 医療 1,000 結婚 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 10,800 利率 年1.26% |
| 4 人件費及び事務費の最高 限度額 | 職員給与 3,127 旅 費 239 事 務 費 1,487 | 職員給与 2,940 旅 費 239 事 務 費 1,465 |

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書

| 科 目 | 平成27年度 決 算 額 | 平成28年度 推 計 | 平成29年度 推 計 | 前 年 度 対 比 較 増 △ 減 | |
|-----------------|-----------------|---------------|---------------|-------------------|----------|
| | | | | 平成28年度 | 平成29年度 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (借 方) | | | | | |
| 経 常 費 用 | 90,829 | 66,995 | 50,695 | △ 23,834 | △ 16,300 |
| (事業費用) | | | | | |
| 職 員 給 与 | 2,817 | 2,629 | 2,940 | △ 188 | 311 |
| 旅 費 | 183 | 0 | 239 | △ 183 | 239 |
| 事 務 費 | 620 | 759 | 1,465 | 139 | 706 |
| 委 託 費 | 1,522 | 485 | 2,911 | △ 1,037 | 2,426 |
| 修 繕 費 | 0 | 0 | 30 | 0 | 30 |
| 賃 借 料 | 343 | 219 | 292 | △ 124 | 73 |
| 普 及 費 | 3,067 | 3,137 | 3,310 | 70 | 173 |
| 諸 謝 金 | 0 | 0 | 30 | 0 | 30 |
| 負 担 金 | 319 | 355 | 433 | 36 | 78 |
| 支 払 利 息 | 73,167 | 47,000 | 30,000 | △ 26,167 | △ 17,000 |
| 連 合 会 払 込 金 | 8,766 | 12,386 | 8,995 | 3,620 | △ 3,391 |
| 雑 費 | 25 | 25 | 50 | 0 | 25 |
| 特 別 損 失 | 70 | 935 | 0 | 865 | △ 935 |
| 前 期 損 益 修 正 損 | 70 | 935 | 0 | 865 | △ 935 |
| 当 期 利 益 金 | 40,595 | 42,879 | 40,193 | 2,284 | △ 2,686 |
| 当 期 利 益 金 | 40,595 | 42,879 | 40,193 | 2,284 | △ 2,686 |
| 合 計 | 131,494 | 110,809 | 90,888 | △ 20,685 | △ 19,921 |
| (貸 方) | | | | | |
| 経 常 収 益 | 131,494 | 110,713 | 90,888 | △ 20,781 | △ 19,825 |
| (事業収益) | | | | | |
| 組 合 員 貸 付 金 利 息 | 130,934 | 110,277 | 90,468 | △ 20,657 | △ 19,809 |
| (補助金等収入) | | | | | |
| 連 合 会 交 付 金 | 525 | 436 | 420 | △ 89 | △ 16 |
| (事業外収益) | | | | | |
| 利 息 及 び 配 当 金 | 35 | 0 | 0 | △ 35 | 0 |
| 当 期 損 失 金 | 0 | 96 | 0 | 96 | △ 96 |
| 当 期 損 失 金 | 0 | 96 | 0 | 96 | △ 96 |
| 合 計 | 131,494 | 110,809 | 90,888 | △ 20,685 | △ 19,921 |

貸 付 経 理
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

| 科 目 | 平 成 28 年 度 | 平 成 29 年 度 |
|---------|--------------|--|
| | 千円 | 千円 |
| (借 方) | | |
| 経 常 費 用 | 66,995 | 50,695 |
| (事業費用) | | |
| 職 員 給 与 | <u>2,629</u> | <u>2,940</u> |
| | | 1 時間外勤務手当 600 2 非常勤職員給与 2,340 |
| 旅 費 | <u>0</u> | <u>239</u> |
| | | 1 住宅貸付実地調査旅費 100 2 大都市職員共済組合事務連絡会 53 3 大都市職員共済組合互選関係役員協議会 86 |
| 事 務 費 | <u>759</u> | <u>1,465</u> |
| | | 1 事務消耗品費 713 (1) パソコン用消耗品 591 (2) その他消耗品 122 2 図書印刷費 167 (1) 事業計画及び予算・決算書 480円×100部×2回×1/2×1.08 52 (2) 様式類印刷 100 (3) その他印刷物 15 3 通信運搬費 50 4 会議費 175 (1) 組合会 20 (2) 理事会 20 (3) 監事会 10 (4) 大都市職員共済組合事務担当者会議 100 (5) その他の会議 25 5 雑費 360 (1) 納入通知書振込手数料 540円×40枚×12月 260 (2) その他雑費 100 |
| 委 託 費 | <u>485</u> | <u>2,911</u> |
| | | 1 基幹システム改修委託費 2,000 2 基幹個別システム保守委託費 311 2 その他委託費 600 |
| 修 繕 費 | <u>0</u> | <u>30</u> |

| 科 目 | 平 成 28 年 度 | 平 成 29 年 度 |
|-------------|------------|-----------------|
| 賃 借 料 | 219 | 292 |
| | | 1 パソコン等使用料 242 |
| | | 2 自動車等借上料 50 |
| 普 及 費 | 3,137 | 3,310 |
| | | 1 職員月報発行経費 610 |
| | | 2 職員手帳発行分担金 500 |
| | | 3 福利厚生ガイド 2,000 |
| | | 4 貸付制度PR誌印刷 200 |
| 諸 謝 金 | 0 | 30 |
| 負 担 金 | 355 | 433 |
| | | 1 社会保険料等負担金 383 |
| | | 2 会議等負担金 50 |
| 支 払 利 息 | 47,000 | 30,000 |
| 連 合 会 払 込 金 | 12,386 | 8,995 |
| 雑 費 | 25 | 50 |
| 特 別 損 失 | | |
| 前期損益修正損 | 935 | 0 |
| 当 期 利 益 金 | 42,879 | 40,193 |
| 当 期 利 益 金 | 42,879 | 40,193 |
| 合 計 | 110,809 | 90,888 |
| (貸 方) | 千円 | 千円 |
| 経 常 収 益 | 110,713 | 90,888 |
| (事業収益) | | |
| 組合員貸付利息 | 110,277 | 90,468 |
| 連合会交付金 | 436 | 420 |
| (事業外収益) | | |
| 利息及び配当金 | 0 | 0 |
| 特 別 利 益 | | |
| 前期損益修正益 | 96 | 0 |
| 当 期 損 失 金 | 0 | 0 |
| 当 期 損 失 金 | 0 | 0 |
| 合 計 | 110,809 | 90,888 |

貸 付 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

| 科 目 | 平成27年度 決 算 額 | 平成28年度 | | 平成29年度 | |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | 増△減 | 年度末 | 増△減 | 年度末 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| (借 方) | | | | | |
| 流 動 資 産 | <u>186,845</u> | <u>△ 54,502</u> | <u>132,343</u> | <u>8,966</u> | <u>141,309</u> |
| 普 通 預 金 | 168,273 | △ 50,580 | 117,693 | 8,996 | 126,689 |
| 未 収 金 | 18,572 | △ 3,922 | 14,650 | △ 30 | 14,620 |
| 固 定 資 産 | <u>4,534,738</u> | <u>△ 802,270</u> | <u>3,732,468</u> | <u>△ 568,851</u> | <u>3,163,617</u> |
| (投資その他の資産) | | | | | |
| 投資有価証券 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 組合員貸付金 | 4,534,738 | △ 802,270 | 3,732,468 | △ 568,851 | 3,163,617 |
| 合 計 | 4,721,583 | △ 856,772 | 3,864,811 | △ 559,885 | 3,304,926 |
| (貸 方) | | | | | |
| 流 動 負 債 | <u>3,757</u> | <u>349</u> | <u>4,106</u> | <u>△ 78</u> | <u>4,028</u> |
| 未 払 金 | 2,384 | 988 | 3,372 | 0 | 3,372 |
| 未 払 費 用 | 129 | △ 12 | 117 | 0 | 117 |
| 預 り 金 | 1,244 | △ 627 | 617 | △ 78 | 539 |
| 固 定 負 債 | <u>2,400,000</u> | <u>△ 900,000</u> | <u>1,500,000</u> | <u>△ 600,000</u> | <u>900,000</u> |
| 長 期 借 入 金 | 2,400,000 | △ 900,000 | 1,500,000 | △ 600,000 | 900,000 |
| 剰 余 金 | <u>2,317,826</u> | <u>42,879</u> | <u>2,360,705</u> | <u>40,193</u> | <u>2,400,898</u> |
| 利 益 剰 余 金 | 2,317,826 | 42,879 | 2,360,705 | 40,193 | 2,400,898 |
| 合 計 | 4,721,583 | △ 856,772 | 3,864,811 | △ 559,885 | 3,304,926 |

貸 付 経 理
予定貸借対照表説明書

| 科 目 | 平 成 28 年 度 | 平 成 29 年 度 |
|------------|----------------------|--|
| | 千円 | 千円 |
| (借 方) | | |
| 流動資産 | 132,343 | 141,309 |
| 普通預金 | 年度末推計 <u>117,693</u> | 年度末推計 <u>126,689</u> |
| 未収金 | <u>14,650</u> | 着服金分等 <u>14,620</u> |
| 固定資産 | 3,732,468 | 3,163,617 |
| (投資その他の資産) | | |
| 投資有価証券 | 0 | 0 |
| 組合員貸付金 | <u>3,732,468</u> | <u>3,163,617</u> |
| 1 普通貸付金 | 28,328 | 1 普通貸付金 16,499 前年度繰越額 28,328 本年度貸付見込額 500 本年度償還見込額 12,329 |
| 2 住宅貸付金 | 3,332,393 | 2 住宅貸付金 2,849,179 前年度繰越額 3,332,393 本年度貸付見込額 10,000 本年度償還見込額 493,214 |
| 3 災害貸付金 | 8,822 | 3 災害貸付金 8,612 前年度繰越額 8,822 本年度貸付見込額 0 本年度償還見込額 210 |
| 4 特別貸付金 | 349,763 | 4 特別貸付金 277,845 前年度繰越額 349,763 本年度貸付見込額 26,159 本年度償還見込額 98,077 |
| 5 在宅介護対応住宅 | 13,162 | 5 在宅介護対応住宅 11,482 前年度繰越額 13,162 本年度貸付見込額 0 本年度償還見込額 1,680 |
| 合 計 | 3,864,811 | 3,304,926 |
| | 千円 | 千円 |
| (貸 方) | | |
| 流動負債 | 4,106 | 4,028 |
| 未払金 | 年度末推計 <u>3,372</u> | 負担金等 <u>3,372</u> |
| 未払費用 | 年度末推計 <u>117</u> | 委託費等 <u>117</u> |
| 預り金 | <u>617</u> | <u>539</u> |
| 固定負債 | 1,500,000 | 900,000 |
| 長期借入金 | <u>1,500,000</u> | <u>900,000</u> 前年度繰越分 1,500,000 本年度減少額 600,000 |
| 剰余金 | 2,360,705 | 2,400,898 |
| 利益剰余金 | 2,360,705 | 2,400,898 |
| 欠損金補てん積立金 | <u>186,623</u> | <u>158,181</u> |
| 積立金 | <u>2,174,082</u> | <u>2,242,717</u> |
| 合 計 | 3,864,811 | 3,304,926 |

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第136号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市川崎区長 土方慎也

| 年度 | 科目 | 期別 | この公示により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|------|----------------------------|-------|
| 平成28年度 | 国民健康保険料 | 第10期 | 平成29年12月30日 (第10期分) | 計1件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第1期 | 平成29年12月30日 (第1期分) | 計2件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第2期 | 平成29年12月30日 (第2期分) | 計3件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第3期 | 平成29年12月30日 (第3期分) | 計5件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第4期 | 平成29年12月30日 (第4期分) | 計15件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第5期 | 平成29年12月30日 (第5期分) | 計77件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第6期 | 平成29年12月30日 (第6期分) | 計95件 |

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第137号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市川崎区長 土方慎也

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|-----|----------------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第4期 | 平成29年12月30日 (第4期) | 計1件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第5期 | 平成29年12月30日 (第5期) | 計5件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第6期 | 平成29年12月30日 (第6期) | 計47件 |

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第138号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市川崎区長 土方慎也

| 年度 | 科目 | 期別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|-----|----------------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第5期 | 平成29年12月30日 (第5期分) | 計13件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第6期 | 平成29年12月30日 (第6期分) | 計59件 |

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第139号

公売公告兼見積額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積額を公告します。

平成29年12月20日

川崎市川崎区長 土方慎也

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第140号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|-------|-----|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第8期 | 平成30年1月5日(第8期分) | 計23件 |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第7期 | 平成30年1月5日(第7期分) | 計2件 |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第6期 | 平成30年1月5日(第6期分) | 計1件 |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第5期 | 平成30年1月5日(第5期分) | 計1件 |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第4期 | 平成30年1月5日(第4期分) | 計5件 |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第3期 | 平成30年1月5日(第3期分) | 計6件 |
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第2期 | 平成30年1月5日(第2期分) | 計4件 |

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第141号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|------------|-----|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第5期 | 平成30年1月5日(第5期分) | 計5件 |

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第142号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成29年12月25日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があっ

たことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第143号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成29年12月25日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第60号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-----------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 介護 保険料 | 第1期 | 平成29年12月30日 (第1期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 介護 保険料 | 第2期 | 平成29年12月30日 (第2期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 介護 保険料 | 第3期 | 平成29年12月30日 (第3期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 介護 保険料 | 第4期 | 平成29年12月30日 (第4期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 介護 保険料 | 第5期 | 平成29年12月30日 (第5期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 介護 保険料 | 第6期 | 平成29年12月30日 (第6期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 介護 保険料 | 第7期 | 平成29年12月30日 (第7期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 介護 保険料 | 第8期 | 平成29年12月30日 (第8期分) | 計20件 |

(別紙省略)

川崎市幸区公告第61号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第3期 | 平成29年12月30日 (第3期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第4期 | 平成29年12月30日 (第4期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第5期 | 平成29年12月30日 (第5期分) | 計5件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第6期 | 平成29年12月30日 (第6期分) | 計52件 |

(別紙省略)

川崎市幸区公告第62号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|----------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 後期高齢者 医療保険料 | 第5期 | 平成29年12月30日 (第5期分) | 計6件 |

(別紙省略)

川崎市幸区公告第63号

次の国民健康保険料に係る過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月25日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 変更する納期限 | 件数・備考 |
|------------|-------------|--------------|--------------------|-------|
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 特別徴収 6月以降 | | 計1件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第2期 以降 | | 計1件 |

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第47号

公売公告兼見積額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積額を公告します。

平成29年12月20日

川崎市中原区長 向 坂 光 浩

(別紙省略)

川崎市中原区公告第48号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康

保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市中原区長 向坂光浩

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|-----|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第4期 | 平成30年1月5日(第4期分) | 計2件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第5期 | 平成30年1月5日(第5期分) | 計88件 |

(別紙省略)

川崎市中原区公告第49号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市中原区長 向坂光浩

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|------------|-----|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 後期高齢者医療保険料 | 第4期 | 平成30年1月5日 | 計7件 |

(別紙省略)

川崎市中原区公告第50号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市中原区長 向坂光浩

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により変更する納期限 | 件数・備考 |
|--------|-------|-----|----------------|-------|
| 平成29年度 | 介護保険料 | 第7期 | | 計9件 |

(別紙省略)

川崎市中原区公告第51号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消滅しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年12月19日

川崎市中原区長 向坂光浩

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市中原区公告第52号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年12月19日

川崎市中原区長 向坂光浩

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第59号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手しうる日 | 件数・備考 |
|------------|----------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 後期高齢者 医療保険料 | 第5期 | 平成29年12月1日 (第5期分) | 計6件 |

(別紙省略)

川崎市高津区公告第60号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------------|------|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第1期分 | 平成29年12月30日 (第1期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第2期分 | 平成29年12月30日 (第2期分) | 計2件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第3期分 | 平成29年12月30日 (第3期分) | 計5件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第4期分 | 平成29年12月30日 (第4期分) | 計6件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第5期分 | 平成29年12月30日 (第5期分) | 計8件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第6期分 | 平成29年12月30日 (第6期分) | 計67件 |

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第68号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成29年12月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第69号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 介護保険料 | 第7期 | 平成30年1月5日 | 計9件 |

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第70号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|----------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 後期高齢者 医療保険料 | 4期 | 平成30年1月5日 | 計1件 |

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第71号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第3期 | 平成30年1月5日 | 計1件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第4期 | 平成30年1月5日 | 計4件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第5期 | 平成30年1月5日 | 計11件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第6期 | 平成30年1月5日 | 計34件 |

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第72号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年12月27日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第73号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年12月27日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第71号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|----------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 後期高齢者 医療保険料 | 第4期 | 平成29年12月29日 | 計1件 |
| 平成 29年度 | 後期高齢者 医療保険料 | 第5期 | 平成29年12月29日 | 計1件 |

別紙省略

川崎市多摩区公告第72号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------|-----|-----------------|-------|
| 平成 29年度 | 介護保険料 | 第8期 | 平成29年12月31日 | 計9件 |

別紙省略

川崎市多摩区公告第73号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により 滞納処分に 着手し得る日 | 件数・備考 |
|------------|-------------|-----|----------------------------|-------|
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第1期 | 平成29年12月30日 (第1期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第2期 | 平成29年12月30日 (第2期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第3期 | 平成29年12月30日 (第3期分) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第4期 | 平成29年12月30日 (第4期) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第5期 | 平成29年12月30日 (第5期) | 計1件 |
| 平成 29年度 | 国民健康 保険料 | 第6期 | 平成29年12月30日 (第6期) | 計84件 |

別紙省略

川崎市多摩区公告第74号

公売公告兼見積額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積額を公告します。（別紙省略）

平成29年12月19日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第75号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙（省略）に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居

所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成29年12月25日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市多摩区公告第76号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙（省略）に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年12月25日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市多摩区公告第77号

次の国民健康保険料に係る配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月25日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | 変更する納期限 | 件数・備考 |
|------------|-----|-----|---------|-------|
| 平成 29年度 | | | | 計1件 |

別紙省略

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第67号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

| 年 度 | 科 目 | 期 別 | この公告により滞納処分に着手し得る日 | 件数・備考 |
|--------|---------|-----|--------------------|-------|
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第4期 | 平成29年12月30日(第4期分) | 計2件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第5期 | 平成29年12月30日(第5期分) | 計26件 |
| 平成29年度 | 国民健康保険料 | 第6期 | 平成29年12月30日(第6期分) | 計53件 |

別紙省略

川崎市麻生区公告第68号

次の差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

川崎市麻生区公告第69号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

川崎市麻生区公告第70号

次の差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年12月19日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

川崎市麻生区公告第71号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成29年12月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

宮 前 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第32号

川崎市宮前区投票区設置告示（平成23年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のとおり改正し、平成29年12月1日から施行します。

平成29年12月1日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 篠 田 勝 夫

川崎市宮前区投票区設置告示

川崎市宮前区投票区設置告示（平成23年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

表中

「

| | |
|-------|---|
| 第4投票区 | 梶ヶ谷（1番地から1000番地まで）、 馬絹（701番地から1004番地まで）、 宮崎（1番地から609番地まで） |
|-------|---|

」

を

| | |
|-------|--|
| 第4投票区 | 梶ヶ谷（1番地から1000番地まで）、馬絹（701番地から1004番地まで）、馬絹5丁目（9番から14番まで、16番、18番以降）、馬絹6丁目（17番15号、23番、24番（ただし、24番24号以降を除く。）、25番以降）、宮崎（1番地から609番地まで） |
|-------|--|

に、
表中

| | |
|-------|--|
| 第5投票区 | 馬絹（1番地から700番地まで、1005番地から1726番地まで）、馬絹2丁目（1番から9番まで、12番）、馬絹3丁目（1番から6番まで、7番1号から7番23号まで、8番、12番以降） |
|-------|--|

を

| | |
|-------|---|
| 第5投票区 | 馬絹（1番地から700番地まで、1005番地から1726番地まで）、馬絹2丁目（1番から9番まで、12番）、馬絹3丁目（1番から6番まで、7番1号から7番23号まで、8番、12番以降）、馬絹4丁目、馬絹5丁目（1番から8番まで、15番、17番）、馬絹6丁目（2番18号から22号まで、3番から22番まで（ただし、17番15号を除く。）、24番24号以降） |
|-------|---|

に、
表中

| | |
|-------|--|
| 第6投票区 | 有馬2丁目、小台2丁目、東有馬1丁目（1番から5番まで）、東有馬2丁目（1番から15番まで）、馬絹（1902番地以降）、馬絹1丁目、馬絹2丁目（10番から11番まで、13番以降）、馬絹3丁目（7番（ただし、7番1号から7番23号を除く。）、9番から11番まで） |
|-------|--|

を

| | |
|-------|--|
| 第6投票区 | 有馬2丁目、小台2丁目、東有馬1丁目（1番から5番まで）、東有馬2丁目（1番から15番まで）、馬絹（1902番地以降）、馬絹1丁目、馬絹2丁目（10番から11番まで、13番以降）、馬絹3丁目（7番（ただし、7番1号から7番23号を除く。）、9番から11番まで）、馬絹6丁目（1番から2番まで（ただし、2番18号から2番22号を除く。）） |
|-------|--|

に、改める。

多摩区区選挙管理委員会告示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第29号

川崎市麻生区選挙管理委員会委員に欠員が生じたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定により、平成29年12月20日付けをもって川崎市多摩区選挙管理委員会委員に補欠した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

平成29年12月20日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長職務代理者 本間悦雄

- 1 住 所 川崎市多摩区東生田3丁目3番15号
- 2 氏 名 松岡孝夫

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第30号

川崎市多摩区選挙管理委員会の委員長に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

平成29年12月20日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 松岡孝夫

（就任日 平成29年12月20日）

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|-----------------------|
| 委員長 | 松岡 孝夫 | 川崎市多摩区東生田 3丁目3番15号 |

辞 令

平成29年12月22日付人事異動

(教育委員会事務局)

| 任 命 | 氏 名 | 前 職 |
|-------------------|-------|---------------------|
| (部長級) | | |
| 総務企画局総務部担当部長併任 | 市川 洋 | 学校教育部長 |
| (課長級) | | |
| 総務企画局総務部庶務課担当課長併任 | 田中真砂美 | 学校教育部担当課長 (幸区・教育担当) |
| 総務企画局総務部庶務課担当課長併任 | 森 有作 | 学校教育部指導課長 |
| 総務企画局総務部庶務課担当課長併任 | 佐藤 俊司 | 学校教育部指導課担当課長 |

正 誤

川崎市公報第1,737号(平成29年12月25日発行)3503ページ川崎市公告(調達)第394号中「平成29年1月31日(水)」は「平成30年1月31日(水)」の、「平成29年2月9日(金)」は「平成30年2月9日(金)」の誤り。